

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第3号＞

平成21年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成21年12月16日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

---

### 開会の日時

年月日 平成21年12月16日 水曜日  
開 会 午前10時5分  
散 会 午後3時45分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第167号、同第204号、陳情第42号、第46号、第51号、第79号、第82号、第114号、第125号、第151号、第154号、第161号、第163号、第167号、第169号、第185号から第187号まで、第195号、第207号及び第208号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	新 垣	清 涼	君

委員 玉城 満 君  
委員 山内 末子 さん  
委員 吉田 勝 廣 君

委員外議員 なし

---

### 欠 席 委 員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原良幸君
基地対策課長	又吉進君
企画部企画調整課跡地対策監	名嘉真稔君
文化環境部環境企画統括監	金城康政君
文化環境部環境保全課長	西浜完治君
農林水産部農漁村基盤統括監	津波古喜正君
土木建築部土木整備統括監	当間清勝君
教育庁文化課長	大城慧君
警察本部刑事部長	仲宗根孝君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外25件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部企画調整課跡地対策監、文化環境部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化課長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外25件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原良幸知事公室長。

**○上原良幸知事公室長** ただいま議題となっております知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続1件、陳情は継続23件、新規3件となっております。

それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審議となっている請願及び陳情24件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料の8ページをお開きください。

陳情平成20年第36号キャンプ・ハンセン内レンジ3射撃場建設の即時中止を求める陳情につきまして、御説明いたします。

1 キャンプ・ハンセン内レンジ3米陸軍射撃訓練場建設を即時中止することの2段落目につきましては、また、去る10月2日に陸軍射撃訓練場が完成したとの報道については、現在、沖縄防衛局に詳細を確認中ではありますが、訓練場が使用開始になるのは11月以降になるとのことであり、現在、訓練が開始されたという情報はありません。

2 レンジ4における暫定使用を即時中止し解体撤去することの3段落目につきましては、沖縄防衛局によると、レンジ16に移設した陸軍複合射撃場における訓練がまだ開始されていないため、レンジ4での訓練が継続している状況とのことであります。

次に、資料の11ページをお開きください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業に係るアセスメント及び「環境現況調査」並びにキャンプ・シュワブ内における「造成」工事等に関する陳情につきましては、処理概要の2段落目から御説明いたします。

県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考え、これまで対応してきたところです。こうした中、去る9月に新内閣が発足し、沖縄県内では、県外移設の実現を期待する声が非常に高まっていることから、県としては、普天間飛行場の一日も早い危険

性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところであります。

次に、資料の15ページをお開きください。

陳情平成20年第102号沖縄の米軍基地再編・新基地建設に反対する陳情の1、2につきましては、陳情平成20年第89号と同様の修正でありますので、説明は省略させていただきます。

4日米地位協定を抜本的に改定することの2段落目につきましては、新政権の三党連立政権合意においては、日米地位協定の改定を提起することとされており、県としましては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け、引き続き、渉外関係主要都道県知事連絡協議会等と連携しながら、日米両政府に求めていきたいと考えております。

次に、資料の22ページをお開きください。

陳情第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1すべての実弾訓練を即時廃止すること、2被弾事件の全容を早期に解明すること、3すべての実弾訓練場を即時撤去することにつきましては、去る12月4日、県警察は、被疑者不詳のまま那覇地方検察庁に事件送致し、那覇地方検察庁は同8日に不起訴処分としております。

県は、事件発生後再三にわたり、米軍に対し県警察の捜査に協力することを要望し、日米両政府に対しても事件の早期解明を申し入れてきたところであり、当該事件が全容解明に至らなかったことは残念であります。県としては、米軍は、演習場における安全対策を再点検するとともに、一層の安全管理の徹底に万全を期すべきであると考えております。

次に、資料の25ページをお開きください。

陳情第82号在沖縄米海兵隊のグアム「移転」に関する協定び新基地の建設に反対する陳情の2につきましては、陳情平20年第89号と同様の修正でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の27ページをお開きください。

陳情第114号辺野古新基地建設を押しつける「在沖海兵隊グアム移転協定」に関する陳情につきましては、陳情平成20年第89号と同様の修正でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の44ページをお開きください。

陳情第195号在沖米軍基地の機能強化及び新たな基地建設に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 米軍再編による辺野古新基地建設計画を白紙撤回すること、3 普天間基地は、即時閉鎖・無条件撤去することにつきましては、処理概要が陳情平成20年第102号の1及び2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2 東村高江区のヘリパッド建設計画を中止することにつきましては、処理概要が陳情平成20年第88号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、45ページをお開きください。

陳情第207号米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第163号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、46ページをお開きください。

陳情第208号米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する陳情につきましては、処理概要が陳情第163号と同じありますので、説明は省略させていただきます。

知事公室の所管に係る請願1件及び陳情26件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、企画部企画調整課跡地対策監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

名嘉真稔企画部企画調整課跡地対策監。

**○名嘉真稔企画調整課跡地対策監** それでは、企画部関係の陳情1件につきまして御説明を申し上げます。

陳情平成20年第167号第二次返還特措法の制定に関する陳情につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 企画部企画調整課跡地対策監の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城康政文化環境部環境企画統括監。

○**金城康政環境企画統括監** 文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

文化環境部関連の請願は、継続1件、陳情は継続8件となっております。

初めに、継続審議となっている5ページの請願平成20年第1号、29ページの陳情第125号、43ページの陳情第187号につきまして、時点修正による表現の変更はありますが、処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

津波古喜正農林水産部農漁村基盤統括監。

○**津波古喜正農業村基盤統括監** 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続1件となっております。

資料の31ページをお開きください。

陳情第125号「普天間」代替基地建設工事等の中止を求める陳情の中の4県に対し、追加調査に伴う特別採捕許可を撤回してもらいたいにつきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

当間清勝土木建築部土木整備統括監。

○**当間清勝土木整備統括監** 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概

要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続1件となっております。  
資料の32ページをお開きください。

陳情第125号「普天間」代替基地建設工事等の中止を求める陳情の記の4及び5につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城慧教育庁文化課長。

○大城慧文化課長 教育委員会の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の記の6、陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業に係るアセス手続及び「環境現況調査」並びにキャンプ・シュワブ内における「造成」工事等に関する陳情の記の5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲宗根孝警察本部刑事部長。

○仲宗根孝刑事部長 公安委員会関係の陳情案件について、御説明いたします。

公安委員会関連の陳情となっております、陳情第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の処理方針であります。

23ページをお開きください。

県警察では、今回の事件については、地域の方々の安心に係る重大な問題であるとの認識で、事案の認知直後から、発生現場の実況見分、関係者からの事情聴取、弾丸の鑑定等所要の捜査を行ってきたところであります。発見された弾丸様なものが、米軍が使用している弾丸の弾しんと同種のものであることや、発見現場が米軍演習場の近くであることなどから、米軍の演習に伴う流弾によるものと推認し、米軍側と連携しつつ、各種照会や連絡、協議等を重ねるなど、所要の捜査を実施し、11月20日と24日には、レンジ7に立ち入り、米軍当局の担当官立ち会いのもと、現場における調査を実施するなど、努力を傾注して捜査を尽くしてきたところであります。これまでの捜査の経緯を踏まえ、唯一の証拠である、発見された弾しんにはライフルマークがなく、使用した銃や発射した者を特定することができなかったことから、本件については、被疑者不詳による軽犯罪法違反事件として送致することが適当と判断して、本年12月4日、那覇地方検察庁に事件送致したところであります。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第195号に関する米軍再編による辺野古新基地建設計画を白紙撤回すること、東村高江区のヘリパッド建設計画を中止すること、普天間基地の即時閉鎖、無条件撤去することも含めて、きょうの報道でも出ておりますけれども、15日に与党党首級による基本政策閣僚委員会が開かれたということで新しい状況が出ているみたいですが、それについて県当局の見解をお伺いします。

○上原良幸知事公室長 先日行われました基本政策閣僚委員会では、まだペーパーというような形で政策が出てきているわけではなくて、大体の概要につ

きまして内閣官房長官の会見という形で我々が知り得た内容につきましては、3点ばかりあったのかなど。負担軽減の観点から移設先も含めて、改めて3党で検討していくということと、それから実務者レベルでの小委員会を設けて検討していくというようなこともございました。それから平成24年度予算に名護市辺野古の環境アセスメント関連経費等を計上するというお話の3点だったかと思いますが、我々としては11月30日に総理に要請、要望をいたしました。明確な方針と具体案を出してくれというようなものに対する回答ではなかったと。先日合意されたものをこれから米国政府と調整したうえで、改めて総理が何らかの形でコミットしていくということになっておりますので、今の段階では県として、特にコメントするような状況にはないと。それを見てみたいということなのです。

○前田政明委員 きょうのマスコミその他を見ると、知事の見解がかなり感触として変わっているような感じとか、変わっているというより名護市辺野古ありきという状況ではないと、皆さんは見ているんですか。そのところはどうか。

○上原良幸知事公室長 名護市辺野古ありきというより、辺野古を全く排除するという事ではないんですけれども、知事のスタンスも、これは私ども事務レベルで、いろいろと知事と議論をしながらやっていますけれども、私は3段階だと思っています。一つは、10月13日に環境アセスメントに対する知事意見を述べました。あのときは従来と同じようなパターンです。ベストは県外だけれども、やむなく県内移設を認めて今やっていると。これは当然でありました。環境アセスメントという行政手続を処理しなければならない知事の立場ですから、そういう発言といいますか、その知事意見でありました。次が、内閣総理大臣が国会で所信表明をいたしました。そのときには、内閣総理大臣から地元の思いをしっかりと受けとめるというような所信表明を受けまして、簡単に言いますと今まではやむを得ない対応をしてきたところだけれども、同時に県外移設ということがベストであり、そういう現実的なですね、ある具体的な形で県外移設案が提示されるのであれば、県としてもその実現を強く願うという段階です。第3段階が、先ほど言いました11月30日の要望であります。ここではやむを得ないとかという言葉を使わずに、新政権を発足して県民の県外移設を求める声が高くなっていると、そういう状況を御賢察させていただき、明確な方針、具体案を示していただくよう、政府に強力な取り組みを要望すると。これはそういう県民の思いというものを伝えなければならない知事の立場として述

べたものであり、私どもはそういう事務レベルとしては微妙なこととしてやっておりますけれども、基本的に知事の中ではこれまでの経過等も踏まえると、県外移設はベストだということは言っていますけれども、かといって名護市辺野古は一切ノーというわけではなくて残しておかないと、今後の展開をじっくり見た上で判断するということだと思います。

○前田政明委員 そうすると、3段階を経て今4段階目ですか。

○上原良幸知事公室長 県の立場としては要望しているわけですから、そういつてはなんです、ボールはあそこにあると思います。

○前田政明委員 やむを得ずという形ではなくて県民世論が高まっていると、それは総選挙の結果、そして県民大会などと理解していいんですか、世論調査とか。

○上原良幸知事公室長 当然、いろんな声を集約した結果です。

○前田政明委員 私どもは鳩山首相と志位日本共産党委員長が話し合ったときにも言っているんですけれども、やはりベストの一知事もそうですけれども、県外移設、国外移設というような形を言っていますけれども、実質的には結局、今回の場合最も大事な環境アセスメントの手續の事業を進めると、予算はつけると、これは凍結もしていないとなると、おのずとやはり名護市辺野古ありきということは残っているし、そういう面では切り離して普天間基地の閉鎖・撤去こそが最も近い解決の道だと思うんですけれども、今の流れでいくと、結局、公有水面埋め立ての問題が出てきますよね。これは沖縄防衛局の対応もありますけれども、どんな流れで実務的な対応の見通しになるんですか。

○上原良幸知事公室長 まずこれから出てくるのは、環境アセスメントの最後の環境影響評価書が出てきます。これがいつ出てくるかですね。環境影響評価書が出てきてから90日かかりますので、その後埋立申請がいつ出てくるかですね。でもそれは事業者が出してきますから、それによっていつ埋め立ての許可が出せるかどうかはまだお答えできません。

○前田政明委員 実質的にはこの名護市辺野古の環境アセスメントを進めると。そうすると環境影響評価書がいろいろ注文つけてあって、本当は注文をつ

けた中身からいうと、これはかなり難しい中身ではないかなと僕は思っているんですけども、そういうことになると皆さんとしては当然、想定として普天間基地の辺野古移設の予算が残って、それが環境アセスメントを続けるということになると、当然普通の実務的な流れからいうと知事に対する公有水面の埋め立てのものが出てくると。そのときに、まあ今県民世論の流れの中で、やはり知事は公有水面の埋め立てはしないというような決意は今あるんですか。

**○上原良幸知事公室長** 今のところ、そういうことをきちっと断言できるようなことは当然言えませんし、環境アセスメントについてももう1クールといいますか、手続がありますので、その辺も見ないと、出てきたらどうするかというような仮定の質疑にはお答えできません。

**○前田政明委員** 私は100歩譲っても、やっぱり環境アセスメントの手続はこれはやめるべきだと。これは予算をつけるべきではないというのが民主党連立政権の、私たち県民や国民に対する道理ある民主主義の立場からも、最低限必要なことではないかなと。環境アセスメントの手続はそのままやるということは、実質的には名護市辺野古ありきと、名護市辺野古は生きているという鳩山首相の見解は変わっていないと理解することもできると思いますけれども、そこはどうですか。

**○上原良幸知事公室長** 例えば、環境影響評価準備書に出した知事意見を事業者である国がどういう形で解決して環境影響評価書として出してくるかはわかりませんが、いずれにしても環境アセスメントの手続を続けるということは、あくまで事業ありきです。事業をやるためにこそ環境アセスメントは必要ですから、その環境アセスメントを取り下げない限り、だからそれは先ほどの知事の姿勢とも関連しますけれども、まだ保留をしているという認識です。

**○前田政明委員** それがアメリカ政府に対する担保だと思うんですよね。そういうやり方はやはり県民の立場に立っていない。それと知事は、名護市長選挙で反対の勢力が勝つと難しくなるということを言っていますよね。そこは県当局としても、例えば名護市長選挙がありますね。これはやってみないとわかりませんが、やはり名護市辺野古に新たな基地はつくらせないと、信念を持って頑張りたいというような方が勝てば、かなり今の局面の中では難しくなるという、知事というか皆さんの認識はどうなんですか。

○上原良幸知事公室長 選挙の話に直接触れることはできませんけれども、いずれにしてもこれまで進めてきた中で、いろんな条件整備等も含めて、地元の対策とかいろいろやってきて今日に至っているわけですから、もし反対するような立場の方が当選された場合は、その辺は厳しくなるのではないかなという事は認識しております。

○前田政明委員 これまでも、去年の7月18日の県議会決議に対して、知事が私の考えは県議会決議は理想論だと、それは現実的なのは地元が認めているというような言い方ですよ。そういう面でも知事の公約は今のV字案は反対ですよ、原案に対して公約は。そこのところの知事選挙公約との関係での基本的な考えは変わらないと認識していいんですか。

○上原良幸知事公室長 選挙公約をきちっと読み込んで判断する立場にはないのでけれども、現行のV字型といいますか、現行案では生活環境とか、特に騒音とか含めてですけれども、そういうのにまだまだ改善する余地があるのではないかとということで、現行案そのものでは反対するという立場だったように思います。

○前田政明委員 それでやはり私たち県民の願いというのは、とにかくパッケージではないと。この人道上、最も危険な普天間基地の閉鎖、これをとにかく閉じてほしいというのがお互い県民の願いと、それから県も認識の原点はそういうことだということで知事も言っていますよね。

○上原良幸知事公室長 とにかく普天間基地の危険性を一日も早く除去するというのが原点です。

○前田政明委員 私は那覇市議会議員もしていましたけれども、この移設条件つきというやり方ですね、これが非常にすべての基地の返還を困難にしていると思うんですよ。1974年に那覇軍港移設全面返還というのがありましたよ。もうみんな喜んで、跡地利用計画もずっと地主と相談してね、もうでき上がっているんですよ。親泊市政のときにこれは仕上げましたけれども、ところが1974年からもう35年、それから私たちは反対なんですけれども、浦添市地先のほうに港をやってそこに埋めてやると。そうするともうこれは50年ぐらい、仮に政府その他の立場でも半世紀たってもできないと。これが移設条件つきというものの実態ではないかなと思うんですけれども、そこはどうですか。

○上原良幸知事公室長 移設条件つきということにつきましては、結果として返還をおくらせるということは当然かかわってくると思いますけれども、移設をする前提で合意されてきたわけですから、ではこれから本当に新たな局面が展開できるかどうか、返還を早くすることができるかどうかを大いに知恵を絞っていかなければならないと思っています。

○前田政明委員 結局は今の普天間基地の変遷を見ても、1960年代までは今みたいな過密な基地ではないですよ。それが1970年前後含めて那覇市小禄の部隊の返還その他でP-3Cが移るとかいろんな形の中で、条件つきでどんどんそれが普天間基地のほうに集約されて、1974年ぐらいですか、滑走路の拡張というような形で、そういう移設条件つきのしわ寄せが全部この普天間基地に集中されてきているというようにも、この間の流れから見えるんですよ。だから結局一番手っ取り早いのは、やはり私たち県民が条件をつけないでこの世界で最も危険な基地を無条件で、少なくとも知事も危険性の除去というようなことを言っているわけで、そういう面では速やかに閉鎖をしてそれから撤去するという方向が最も現実的ではないかなと考えていますけれども、そこはどうですか。

○上原良幸知事公室長 軍事基地というものは当然、沖縄県民としてはできるだけどんどん減らしてほしいということでもありますけれども、どうしてもやっぱり抑止力をどういうふうにするかという問題も同時に考えなければいけないと。これは沖縄はそんなの知ったこっちゃないと、沖縄はとにかくもう早く返してくれればいいという主張はできますけれども、やっぱりそういう抑止力を確保、維持するためにも、規模は小さくてもどこかに集約する部分はあるのではないかなと考えます。

○前田政明委員 少し読ませてもらったメモの中でいろいろと大学教授のやりとりがあるんですけども、日本政府は有事という立場をとっていると、すなわち準戦争体制と。これを除けば、アジアというのは極めて別の視点でこの沖縄のよさが生かされると。まあこれは本会議でもやりましたから、きょうはやりませんが、私どもはやはり今大事なのは、結局はブーメランみたいに、名護市辺野古はそのままやるという事業はおいておいて、後探しましょうといっても結局見つかりませんでしたと。まあ仕方ありませんから、もうやりましょうというのが落ちになる可能性が非常に強いわけですよ。だから私ども日本

共産党の立場で、県外、国外というのは県民の純粋な意味からはもう耐えられないよという意味で引き取ってよというのはあるかもしれないけれども、これはしかし実質的な問題としては、沖縄県民の苦しみはほかに本土であれ外国であれアメリカであれ、それは押しつけてはいけないと。だからそういう面では、県民大会にまとめられた最も危険な普天間基地の即時閉鎖・撤去、そして県内移設反対、すなわち沖縄にもう基地はいらないということで団結していると思うんですね。だからそこで本土にもっていけ、どこにもっていけというような、我々が一々基地をもっていけということを言うと、沖縄県民の13年間、世界や全国の人々が支援をしてやってきたこの流れが崩されてしまうと。そういう面では純粋に、やはり即時無条件返還ということを訴えることが最も現実的だということを主張して、今の3党の政府関係者が話ししているこの案は名護市辺野古が残っているという面では、これは許されないと思います。次に行きます。

陳情平成20年第36号のレンジ4とレンジ16の関係なんですけれども、これは金武町の皆さんは、これはだまされたと。いわゆる都市型戦闘訓練施設は危険だから、これをどかしてくれというのが一これは実質的には海兵隊、陸軍、それぞれ単独で訓練施設を持つという結果になっているんですよ。教えてください。

**○又吉進基地対策課長** 代替施設完成後のレンジ4の施設につきましては、御指摘のように在沖米海兵隊が管理すると聞いておりますが、県としましては、引き続き地域住民に危険が及ばないように、地元金武町とも十分に連携しながら対応していきたいということでございます。レンジ4をレンジ16へ移した代替施設につきましては、去る8月25日に沖縄防衛局から移設した施設の提供について、日米合同委員会の承認を得て閣議決定及び政府間協定を完了したと連絡がございました。なお、レンジ4にある既存の陸軍複合射撃訓練場につきましては、依然として訓練が行われているということでございます。代替施設は、レンジ16につきましては陸軍が移設管理をするわけでございますが、残りましてレンジ4につきましては海兵隊が管理すると聞いております。

**○前田政明委員** これはきょうの地元の新聞にも稲嶺前知事が、金武町で1万人が鉢巻きをしてという記事が載っておりますけれども、あのときの県民の思いが本当に踏みにじられて、結果的には今まで陸軍の特殊部隊と海兵隊が共同で使っていた施設を奥にもっていきますと理由にしながら、結果的には海兵隊の独自の訓練施設、そして今度は陸軍の独自の訓練施設が提供されることになると。これはもうとんでもないことじゃないかということで、地元の金武町議

会議員の皆さんともお話し合いをしたら、本当にこれはだまされたと。それは思いやり予算も含めてね、この日本政府のかかわっているやり方というのは本当に許せないなという意見もありますけれども、そこについてはどういう認識ですか。

○上原良幸知事公室長 沖縄でのそういう訓練・演習というものが即座にやっ  
てはいけないとかということは、これは日米安全保障条約体制というものを容  
認せざるを得ない立場からできないけれども、安全性を含めてあらゆる対策を  
講ずるべきだということを県は言い続けてきたということでもあります。

○前田政明委員 この新しい施設は米軍の予算でつくったのですか。

○又吉進基地対策課長 我が国の政府が支出したと聞いております。

○前田政明委員 ですから結果的にこの戦闘施設、僕は憲法第9条に反すると思  
うんだけど、そういう戦闘施設を思いやり予算、その他で日本政府のお  
金でつくったと、地元の皆さんも危険だからなくしてほしいと、それにつくっ  
た後これを閉鎖なりしようという感じであったものが、結局、米軍の基地内と  
いうことでこれはもう使用权、それから管理運用権は米軍が持っている。こ  
の米軍施設を撤退せよと言ってもこれができないというのが今の経過ですよ  
ね。その関連で陳情第79号の中で、「現在、キャンプ・ハンセン基地内に32の  
ヘリパッドが建設されており、県内で最も演習場の多い金武町は」ということ  
で、このブルービーチにヘリパッドが建てられようとしていると。これは移設  
条件つきでギンバル訓練場の返還との関係で、基地の跡地利用を含めていろ  
ろとまた問題もありますけれども。これはこの流れの中に書いてあるこのヘリ  
パッドのキャンプ・ハンセン内に32カ所以上のヘリパッドがあるというのが、  
地元の議員の皆さんが航空写真を見て計算したらそうなっているということ  
で、僕も話を聞いているんですけど、これは皆さんとしてはどういうふう  
に米軍のキャンプ・ハンセンなどのヘリパッドの状況を認識していますかね。

○又吉進基地対策課長 お尋ねのキャンプ・ハンセン内でのヘリパッドの箇  
所、数につきましては、先週沖縄防衛局に照会をしたところではありますが、公  
表されていないという回答でございました。

○前田政明委員 これは名護市辺野古の問題も含めてあるんですけど、皆

さんが本当は答えるべきなんだけれども、これはSACO合意のときにはキャンプ・ハンセンのヘリパッドは幾つあったのですか。

○又吉進基地対策課長 公表されておられませんので、承知していません。

○前田政明委員 SACO合意のときには3カ所だったんじゃないかと言われてはいますけれども、それが今ここにあるように32カ所以上、35カ所という話をされる方もいますけれども、だからその裏づけがなかなか—先ほど言った沖縄防衛局も含めて私は明らかにすべきだと思うんですけれども、地元の皆さんからするとこれはもう大変だと、そういう状況にあるにもかかわらずまたブルービーチにヘリパッドをつくと。そこは本当に風光明媚で町民の憩いの場所であると、そこをわざわざブルービーチにヘリパッドをつくるということですが、このブルービーチのヘリパッドの建設状況というのはどうなっていますか。

○又吉進基地対策課長 去る10月29日の日米合同委員会におきまして、返還の条件であるヘリコプター着陸帯の代替施設の提供が承認されたというところまでは承知しております。

○前田政明委員 これは地元の皆さんにとってみたらブルービーチを返してほしいということを書いていたけれども、いろんな形でこういうふうになって、本当に小さいころから親しんだ浜がこういうふうになるのはけしからんというのがありましたけれども、このブルービーチは今でも米軍ヘリコプターなどが離発着しているんですよ。

○又吉進基地対策課長 具体的には承知していません。

○前田政明委員 ぜひその辺をつかんでいただきたいと思いますし、ぜひ、万難を排してキャンプ・ハンセンの中のヘリパッドの数を確認してほしいと。これに関連してキャンプ・シュワブは、ヤンバルの訓練場は例の東村高江区との関係も含めてヘリパッドの数は出ているんでしょう。ついでに教えてください。

○又吉進基地対策課長 北部訓練場全体では22カ所という数字が公表されております。

○前田政明委員 海兵隊の基地としての沖縄を彼らが捨てがたいとするのは、アメリカ流にいうとヘリコプターと突撃部隊と一緒に訓練をすると。そのときに非常に肝心なのがヘリコプター基地ということで、このヘリパッドが北部訓練場で22カ所、キャンプ・ハンセンで32カ所以上。ほかに米軍のヘリパッドのあるところはどんな状況ですか。

○又吉進基地対策課長 ヘリパッドを有する米軍施設を申し上げます。8カ所ほどございます。キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、伊江島補助飛行場、キャンプ・コートニー、キャンプ・瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、ホワイトビーチ地区、以上でございます。

○前田政明委員 それは数はないのですか。

○又吉進基地対策課長 個別の数は示されておりません。

○前田政明委員 この件で、地元の金武町議会議員の皆さんとかその他のお話を聞いていて、やはり実感として言っていたのはこれは本当にひどすぎると。何と申しますか、北部振興事業をもらったけれども金武町の平均所得は200万円以下で、本当にワーキングプアと失業率が20%を超えていると。そういう面ではあの恩納岳に死ぬまでに一度は登ってみたい、そういう思いだということを書いていました。やっぱりそれはいろんな考え方を超えて、今の最も激しい訓練がやられている、そこの方々がやはり今こんな状況で、これまでのいろんな考え方、政党支持の立場を超えてこれは何とかしなければいけないと。こういう面で、赤嶺衆議院議員と一緒に子供をして名護市のお話をいろいろ聞いてきたのですけれども、やっぱりここはそういう状況からしたら、県が傍観者ではなくて何らかの形でこういう32カ所以上のヘリパッドの実態というのをね、これは公式に明らかになったら大変なことですよ。SACOのときには3カ所しかなかったというんだから。そういう状況の中で、次、東村高江区の関係でいきますけれども、陳情第161号を含めてですけれども、もうそこにつくる必要はないんですよ。沖縄全体でこの50カ所以上のヘリパッドがある、キャンプ・ハンセンに30カ所以上があるとされている、北部訓練場で22カ所もあると。こういう面ではこの住宅地の平穏なところにね、わざわざ6カ所も東村高江区の周辺につくるというようなことは人道上も許されないことだと思いますよ。それをつい最近、仮処分申請で2人も不当な取り扱いが出ていますけれども、これに対して地元の皆さんは、政府が司法を通じて住民運動を弾圧す

るということは許されないということで頑張っていますけれども、ここはそのとおりだなと思います。

あとは原子力潜水艦とかその他もありますが、やっぱり原子力潜水艦の問題についても、今度も新規の陳情が出てきていますけれども、これは明らかに核密約の中でやはり核艦船の寄港はこれを黙認するというのが明らかになっているんですけれども、陳情第208号との関係で知事公室長、資料を上げましたけれども、きょうはやりませんが、うちの不破元衆議院議員が国会で追及した中身を含めて、またアメリカの公文書の中で明らかにした核密約の翻訳した物をお渡ししましたけれども、それは読まれましたか。どんな感想ですか。

**○上原良幸知事公室長** 核につきましては、当時の状況はもちろん今も続いているかもしれませんが。要するに密約を結ばざるを得なかったような状況というのが実はあったと思います。例えば核を持ち込ませずの解釈をめぐって、アメリカとしては当然寄港をするとか通過するぐらいだったらそれは当然だろうと。核を持っているかどうかを明らかにすることが抑止にはならないのではないかなというように、多分アメリカ側はそれは常識だと思っていたけれども、日本はやっぱり唯一の被爆国であるとかそういうような国民感情がありますから、その結果としてああいう密約ということになったのかなということが背景にあって、問題はこれからどうするかだと思いますけれども、新しい防衛と外交などに関する議論もやった上でのこれからのあり方というのを考えていかなければと思っています。

**○前田政明委員** それはやっぱりサンフランシスコ平和条約と一緒に日米安全保障条約を結ばれたと、そのときに日本国民はだれも知らなかったと。全権大使の中でもほかの人は行かなくて、吉田茂元首相だけが行って調印をしたと。本当に密室で結ばれた基地提供の屈辱的な日米安全保障条約があって、そして後1960年の改定のときにいわゆるアメリカ占領軍、ポツダム宣言の条項に反して民主的な政府ができれば速やかに連合軍は撤退すると、これを踏みにじて単独講和をやって、そのときに占領下によって得たこの軍事的なものは全部確保するというので、この密約—アメリカとしては当たり前なんだけれども、憲法第9条があるということの中でさまざまな密約、そして裁判権の放棄、一次裁判権の放棄とかそういうのがずっとやられてきていると思うんですね。そういう面で今の70年安保を含めて、日米安全保障条約第6条の極東条項を超える形で、日米同盟という形でどんどん広がるような形での、日米安全保障条約の中身からしても許されないものがあるから、どんどん密約でやっているとい

うことだと思えますよ。そういう面では岡田外務大臣に志位衆議院議員が、我々が手に入っているこの資料を何度か渡していますから、せめてこのところは連立政権の中でしっかり明らかにしてほしいと思えます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はございませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 陳情第187号、43ページですね。環境アセスメントですけれども、知事公室長にお伺いしたいのは、新しい政権になって予算は計上しながら、普天間飛行場の問題ですね、そして名護市以外も検討するということがきのう、おとといのニュースからも出ておりましたけれども。今の政権は県外、国外と言いつつ、また政権政党として誕生したはずなのに、なぜ今こういう状況になっているのか。やはり沖縄県内移設しかないという方向性なのか、その辺について矛盾を考えます。なぜならば仲井眞知事も名護市長も私たち自由民主党も、13年かけて普天間飛行場の危険性の除去ということで現実的に対応していこうと、無責任な政党ではないんです。現実的に対応していこうということで13年間やってきたと。そして危険性の除去を第一優先に考えようとしてきた、しかしながら今の政権は最低でも県外、国外と言ってきたんですよ。それでいて政権政党となったら今の状況になりました。それどころかもう一番最悪といわれている嘉手納統合案の話まで出てきたことに対して不満を持っておりますけれども、それについて県の対応をお伺いしたいと思います。

○上原良幸知事公室長 県の対応といいますか、政権誕生からこの間のいろんな閣僚の発言や行動も含めてですけれども、これは個人的な感想ですけれども、政治主導というのはこんなものなのかなと。いい意味でも悪い意味でも、どんどんこういろんな一本来でありましたら事務方がきちっとブリーフィングをして、その上で発言なり行動すべきですけれども、やっぱり政治家みずからがどんどん行動、発言されるということについては、やっぱりこういう状況というのが政治主導なのかなという感じがしましたけれども、結局それが収れん一僕はまだ収れんされているとは思っていませんけれども、先日のああいふ3党首閣僚委員会という形で決まった内容につきましては、やっぱりこれまでの14年のこういうプロセスというものを見たときに、やっぱり日米合意という外交の部分と内政の部分をどう折り合いをつけるかということが結論を出せずに、いまだ結論が出せずにここまできているなという感じです。

○中川京貴委員 もちろんですね知事公室長、基地があるほうがいいか、ないほうがいいのかというのはないほうがいいに決まっています。僕はこれはそう思いますね。つくったほうがいいかつくらないほうがいいのか、つくらないほうがいいんですよ。これは当たり前の話なんです。ではそれをどうしていくかということが一番の問題点であるんですよ。そこで、去る選挙戦では県外移設、国外移設という国会議員が当選したんです。それを裏切る形で今の政府の決定に対して、私は強い不満を持っております。そしてその責任を知事や名護市長に押しつけようとしていますよね。なぜならば、僕はきょうとても確認したいことは、名護市長も知事も県外、国外がベストと毎回繰り返しています。これは各議員の一般質問に対しても県外、国外がベストなんです、苦渋の選択として政府がもし県内移設ということであれば、それはそれとして名護市としても交渉し話し合いをしましょうというのが知事のスタンスですよ。知事のスタンスはこれまで同様に県外が国外がベストなんですと、しかしながら県内移設については国がもし最終決断を出したときには、名護市長とも調整や話をしながら県内移設についても話し合いをしていきたいというのが知事のスタンスですよ。

○上原良幸知事公室長 仮定の話ですけれども、今県外、国外を政府は追及していると。ところがこれが無理で名護市に戻ってくるということですね。そのときに知事は名護市と協議をするのかということですが、それは当然、もちろんその前にどうしてこうなったかという国の説明責任を、十分に果たしてもらわないといけないということをした上で、当然名護市とは協議をします。

○中川京貴委員 私はやはり政府の責任というのが一番重いと思います。なぜならば、県外、国外と言って多くの県民や国民の期待と希望を持って選挙戦を戦ったはずであります。その後、やっぱり沖縄県内移設だということは裏切り行為だと思っています。ですから、私ども自由民主党も年内にその結論が出なければ年明けにはそういう選択肢もあると、幹事長コメントが新聞に載っていたとおりでありますけれども、しかしながら昨今のこのマスコミ報道、新聞も含めてマスコミ報道もいろいろある中で、知事や名護市が県内移設を容認しているかのような報道がなされていることに対しても私は少し不満があります。理由はですね、県外、国外というのはやっぱり県民の総意なんです。それで選挙戦も戦いました。そこで国が県外にもっていく、例えばグアムに全部もっていくといったときに、名護市や知事が沖縄県につくってくださいという方向性ではないのにね、しかしながらそういう報道がなされていることに対して

不満があるんですよ。こういう権限はありますか。名護市長や知事に、国が決定したことにグアムにすべて移しましょうといったときに、いやいや沖縄県につくってくださいという権限がありますか、知事に。

**○上原良幸知事公室長** まず国が名護市辺野古にしかないということで、ひとつ頼むと、それでやむを得ず我々は容認しているわけです。今の段階で国が何も言っていないのに県と名護市が容認という議論は全く出てきませんし、再度、国がもし名護市辺野古だということできたときには、繰り返しますけれどもそこで容認するかどうかなんです、それは相当の国の、これまでの政権誕生してから、いつ決まるかわかりませんが、もし仮にそういうことになった場合は、これはもう繰り返しますが相当の説明責任が求められます。

**○中川京貴委員** 知事公室長、私はそれを確認したかったんだけどね。やはり自由民主党、公明党政権のときに、あれだけいろんな県民や関係者からもいろいろと抗議もあって、しかしながら今の政権になって何の結果も得ない、危険の除去がたらい回しにされて県内移設となったときに、果たして県民が理解するかということなんです。僕はこの投票した県民は物すごい裏切り行為だということ反発が出てくるだろうと。今、知事公室長がおっしゃるとおりその説明責任はしっかりしないといけないだろうとっております。

それともう一つ、やはり一番肝心なのはこれまた次の陳情第163号、同第207号、同第208号にも関連しますけれども、うるま市の陳情が出ています。その陳情にも出ておりますけれども、このうるま市の問題は過去に採択もしたことがあります、この米軍の原子力潜水艦の問題もやはり私は日米地位協定がかかわってくるだろうとっております。日米地位協定について、これは沖縄県議会もそうですけれども、改定すると、あれは全会一致でやったことがありますけれども、今の政府になって日米地位協定の問題提起、いわゆるアメリカや日本政府の国家間で話し合った経緯はありますか。

**○上原良幸知事公室長** 国がどういう動きをしているかというのは、例えば見えないところで事務レベルでやっているかどうかそれはよくわかりませんが、いずれにしても今もう政府はこの普天間飛行場問題で手いっぱい、少なくとも大臣レベルといいますか閣僚レベルでやっていることはないと思うし、たしか岡田外務大臣がこれを片づけてから何か日米地位協定についても、というような発言をどこかでされていたように思っていますので、そのことを正式に、こういうレベルでの日米地位協定をどうするかという議論はやってい

ないのではないかなと推測します。

○中川京貴委員 これまで自由民主党の中では日米地位協定の運用でということ、なかなか県民や国民の理解が得られなかった部分があるかと思えます。抜本的な改定をしなければ沖縄県の基地の負担軽減は得られないと。特に私が住んでいる嘉手納町においても、常駐機以外に入ってくる外来機、この間も14機、ハリアーも入ってきました。それをとめることができないんですよ。この日米地位協定を抜本的に改定していかないと、外来機をとめることやこの負担軽減にはならないと私は思っております。それで県がですね、これまで日米地位協定の改定を政府に求めたときに、中身について具体的に示した文書はありますか。日米地位協定の中でたくさんあると思うんですけどもね。

○上原良幸知事公室長 ちょっと項目を挙げて第何条ということ、どれを変えてくれというような、具体的に11項目を我々はこれを見直してくれということでの要望といいますか、具体的に項目を挙げていろんなところをお願いをしています。

○中川京貴委員 もし支障がなければその項目を見させていただきたいと思うのは、やはりこの項目の中にはそんなに細かくはなくて第何条で出てくると思うんですが、外来機の問題とかそれと米軍が事件・事故を起こした問題とか、そして公務中である公務外であるとか、その公務中、公務外以外の、まあ公務中であればもちろんこの日米地位協定の中に入ります、公務外であったら日米地位協定一では家族はどうなるのか、保障はどうなのかとか、具体的なものは僕はないと思っているんですけども、もし知事公室長、この項目が見えるのであったら資料をお願いできますか。

○渡嘉敷喜代子委員長 では中川委員から提案がありました、項目の資料について委員の皆さんへ資料提供をしてください。

ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 では二、三お伺いします。陳情第51号、22ページです。この被弾事件の全容解明ができなかった原因はどこにあると思えますか。

○仲宗根孝刑事部長 いろんな関係者からの事情聴取とか、発見現場の実況見

分とかいろいろやってきました。発見された弾丸様なものが米軍が使用しているものと同種であるという確認まではできました。そこからは法などの世界では、この弾丸に線状痕、いわゆるライフルマークがあれば銃が特定できて、それからまたさらにある人物の特定までいけるんですが、残念ながら唯一の証拠であるこの弾しんには、いわゆる線状痕、ライフルマークがなくて特定できなかった。それで軽犯罪法の投注・発射による不注意によって何かを発射したという罪で被疑者不詳で送らざるを得なかったという状況で、捜査は全力を尽くして努力を傾注してやったという思いであります。

○新垣清涼委員 この23ページにはその処理概要が記載されておまして、11月20日と24日にはレンジ7に立入調査をされたとなっておりますが、事件が発生したのはいつでしたか。

○仲宗根孝刑事部長 前年の12月10日と特定しております。

○新垣清涼委員 そうすると1年近くかかっているわけですね。この弾しんにはライフルマークがないということなんですが、通常、弾しんにはどこから出たというライフルマークがつくというふうに一まあこれは映画とかテレビの世界なんですけれども、そこからすると犯人を特定するために銃にはそういうのがつくんだと聞いていて、そして犯人特定にはそういうものが証拠になって使われると私の認識ではそうなんですが、ないというのはそれは事実なんですか。

○仲宗根孝刑事部長 通常は新垣委員のおっしゃるとおり、ジャケットというのがありまして、その中に弾しんがあるんですが、そこにライフルマーク、線状痕がつくんですが、発見されたときにはそのジャケットが取れている状態で、弾しんだけでした。したがってライフルマークというのはない状況でありました。

○新垣清涼委員 それは捜査のこの時間的な経過の中で、いわゆる証拠隠滅というのかな、そういったことは考えられなかったですか。

○仲宗根孝刑事部長 まず届け出があったのが昨年12月13日です。それからいろんな事情聴取、関係者から聞き込みをした結果、12月10日と特定したのですが、その間にそういう介在があったとは今考えておりません。細工するとかあ

るいはライフルマークがなくなるとか、そういうことは考えられない状況です。まず一たん、その発見現場のコンクリート面に、げた履きの駐車場に当たって、それからナンバープレートに突き刺さった状況でした。それを発見者が一たん取り出していました。そういう状況からして途中で細工があったということは考えておりません。

○**新垣清涼委員**　そこでこれは要するに1年近く、事件からおよそ11カ月かかって皆さん現場に入っていますよね。その間に米軍の協力、米軍と連携しつつという表現をされていらっしゃるんですが、11カ月かからないと入れなかったということについて、それは米軍の協力、連携というような表現でいいんでしょうか。

○**仲宗根孝刑事部長**　発生してから鑑定とかあるいは米軍と色々な情報、こういうのがあってもどうかとか、照会とかいろいろなことを重ねてきました。そしてまた行って口頭で協議をしたり、そして早い段階から現場を調査させてくれということをやってきました。その中で段階を踏んでいって、もう現場調査の段階だということでも5月ごろから動き始めて、現場調査に当たっては立ち入りの方法とかあるいは調査する内容とか、米軍側と時間がかかる文書のやりとり、正確を期すために口頭ではなかなか記憶にならないので、相手にこういうやり方でやりたい、相手からはまた、ではこれはどういう意味だとかいろいろなやりとりがあって時間を要したということでもあります。確かに、現場立ち入りまでは時間がかかったのですが、早い段階からはそのやりとりをやっていて、いろいろな正確を期すために文書で照会をしたり回答をもらったり、またさらにこうやったりで時間がかかった、相手側も横田基地とかそういうところにも報告があったと思うので、それで時間がかかったのではないかと考えております。

○**新垣清涼委員**　やはり事件が発生したときに、周囲の皆さんのお話も聞かれたと思いますね、どこで音が出ていたと。そうすると、やはりいち早く現場を検証するのがまず警察の仕事だと思うんですよね。そういう意味では、今回、1年近くかかっているもどかしさはないのですか。

○**仲宗根孝刑事部長**　先ほど申し上げましたように、まず入るには相手とのいろいろなやりとりがありまして、調査する内容・方法はどうかとまずきまして、それで具体的にやって、またそれに対する質問とかがあって、どうしても文書でやる関係あるいは翻訳する関係、あるいは相手方もさらに上層部に報告する

関係で時間を要したということで、時間がかかったことは否めない事実であります。

○新垣清涼委員　ですから、その時間がかかっていることに対してもどかしさはないですか。

○仲宗根孝刑事部長　今申しあげましたように、やっぱりそう感じてはいます。ただ、米軍基地への捜査関係の立ち入りについてはいろいろと制約がありまして、日米地位協定の中で相互援助の中で相手があることなので時間がかかった、ということで確かにそういう点があります。

○新垣清涼委員　日米地位協定がどうしてもそういう捜査のおくれというのかな、正確性を期すためにもあるかもしれないけれども、そういうことでぜひ、日米地位協定の改定については先ほど知事公室長は、今政府がどういう交渉をしているかわからないと思いますが一先ほどの11項目ですか、新政権になってこれは要請されているんでしょうか。

○上原良幸知事公室長　ことあるたびに、県は11項目を要請しているんでよろしくというようなことは言っております。

○新垣清涼委員　よろしくということではなくて、今その新政権が9月に発足しましたよね。その新政権に対して県はそういう要請をされていますか。ことあるたびにというのはいつも聞いておりますが、新政権が発足してからということですか。

○上原良幸知事公室長　新政権になりましてからは、前原沖縄担当大臣あるいは沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会とかの要請書の中にも、常に日米地位協定は入れておりますので、新政権になってからは今までに2回ですね、文書として出したのは2回。もちろん口頭では北澤防衛大臣または岡田外務大臣には当然言っています。

○新垣清涼委員　金武町のその被弾事件、そしてことしは読谷村でのひき逃げ事件もですね、容疑者が米軍人であるということがほぼ疑われるというのかな、確定してもいいぐらいのそういう状況にある中でなかなか説明ができていない状況、やはりその日米地位協定が壁になっているという認識を私は持たないと

いけないと思うんですね。そういう意味ではいつまで私たち県民をこういうふうにして人権を無視され続けられなければならないのか、やはりここは県知事としてもやはり県民のそういう生活を守るという意味では、やはり強く訴えていただきたいと思うんですが。

**○上原良幸知事公室長** 特に沖縄県の場合はいろんな問題が多いわけですから、先頭に立たなければいけないと思っておりますけれども。渉外関係主要都道県知事連絡協議会ですか、実はその件でこの前松沢神奈川県知事も一緒にアメリカへ行きましたので、そういうこれまでの取り組みをさらに強化するとともに、やっぱり民主党政権はあそこまで言い切っておりますから、日米地位協定の改定を提起していると言っているわけですから、どの時期といたしますか、本当に普天間飛行場がどう決着するのかわからないのであれですけれども、そういう状況を見ながらさらに強力な取り組みを我々もやっていきますし、政府にもお願いしております。

**○新垣清涼委員** あと1点、陳情第114号27ページ、ここには県外移設の実現を期待する声が非常に高まっていることから、県としては普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を守るということになってはいますが、この普天間基地の危険性の除去を決して日米政府が一まあ合意した移設ありきというのかな、移設を条件にしていますけれども、私たち県民として、宜野湾市民としては移設はどうでもいいんですよ。どうでもいいと言ったら語弊がありますがけれども、その前に普天間基地の危険性というのは除去するというのが、まず危険だから何とかしようという話になっているわけですから、そういう意味では私たちがですね、まあ沖縄県知事が要するに両政府が合意したものについて、それでいいんだということではなくて、とにかく危険性を一日も早く除去してほしいということをもっと全面に出してほしいんですね。これは新聞の記事なんですけれども、これは12月9日琉球新報の記事で、水島朝穂さんという方が書いている記事なんですけれどもね、これに書いてあるのは、過剰に相手を思んぱかって、こちらの主張を必要以上に制御すべきではないと書いてあるんです。僕はとても賛成なんです。ですからそういう意味では、沖縄県の知事は県民のためにやはり何が今一ベストという言葉をよくお使いになるんですが、ベストの状況は何がベストで求めなければいけないかということをおっしゃって、そして仕方なくということは、今はやむなくという言葉は使われなくなっておりますけれども、そういう意味でやはりベストをしっかりと求めていただきたいと思うんですが。

○上原良幸知事公室長 危険性の除去との関連での御質疑だと思うんですけども、とにかく知事は一応名護市辺野古移設という前提としながら、その移設するまでの間であれ危険性を引き続きどんどん少なくしていくべきだと、軽減していくべきだということで3年めどを出しました。もちろんまだまだ十分ではないというお話もありますけれども、一応それなりの処置といたしますか、それは政府もやってきましたし、これからもですね、これはあまり仮定の話はしたくないんですけども、危険性の除去といたしますか、そういう点ではちょっと、実際今名前が挙がって検討させていますよね。これは名護市辺野古の移設先ではなくて訓練の移転といたしますか、まさに知事が言い続けてきた一時的な普天間飛行場の危険性の除去につながるものも出てくるのではないかと、まあこれはあくまでも推測ですので、伝わる情報によりましてはですね。だからトータルで危険性の除去というような流れが今きているような感じがするものですから、具体的な移設と今言ったその危険性の除去というものが一緒に動いているような感じもしないではありません。

○新垣清涼委員 ぜひですね、知事が危険性の除去というのを中心にそういう取り組みを、また提案を含めてやっていただきたいと思っています。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はございませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 まず陳情平成20年第36号8ページ、レンジ4は移設ということで日米が決定をしてキャンプ・ハンセンなり移設したわけですが、その後の経過をちょっと説明お願いできますか。現状を含めて今どうなっているか。

○又吉進基地対策課長 経過を申し上げます。レンジ4に陸軍複合射撃訓練場を建設することが明らかになったのが平成14年でございます。平成17年に政府が地元が懸念を有しているということに配慮をし、日本政府予算でレンジ16の奥に代替施設を建設することを決めたと。平成19年2月の日米合同委員会で建設工事の実施に係る合意がなされましたけれども、完成予定時期はその時点で平成21年10月ごろとされておりましたが、去る8月25日に沖縄防衛局から移設した施設の提供について日米合同委員会の承認を得て、閣議決定及び政府間協定を完了したとの連絡があったところでございます。

○吉田勝廣委員 そうすると、レンジ4から最初はレンジ16ではなくてどこかへ移設するというようになっていたのではないのですか。

○又吉進基地対策課長 そこまではちょっと承知しておりませんが、政府としてはレンジ16の奥に代替施設を建設し、訓練を移設させるというような説明でございます。

○吉田勝廣委員 すると現在はレンジ16に建設しているわけですか。

○又吉進基地対策課長 レンジ16とは、呼称はよくわからないんですけども、その代替施設につきましては先ほど申し上げたように、レンジ16の付近に移設が完了したということでございます。

○吉田勝廣委員 だから当初はレンジ16の奥のほうに建設をしたけれども、いろんな問題点があってレンジ16につくる、レンジ16につくるからレンジ16がいわゆる移設をしたわけではないのかな。

○又吉進基地対策課長 既存のレンジ16がどうなったかということについては、申しわけないですが今承知しておりません。

○吉田勝廣委員 そうすると、例えばレンジ4がもし仮にレンジ16の奥だったら、レンジ16は移設する必要がないからレンジ16の移設先を今探して1、2、3つくっているわけではないのか。

○又吉進基地対策課長 移設された射撃訓練場がレンジ16と呼称するのかどうかも含めて、詳細については承知しておりません。

○吉田勝廣委員 皆さんの資料の中には、例えばレンジ4からレンジ16でつくられるからレンジ16の役割が一そこにレンジ4ができるので、レンジ16を移転させなくてはいけないということでピストンみたいにつくって、そのお金が約10億円かかっているということは皆さんからも資料を僕はいただいたと思うんですけども、これは承知していない。だから次から次へとこうしてピンポンかましていたら、金武町の基地が非常に強化されているという状況は認識していない。

○又吉進基地対策課長 私どものほうが沖縄防衛局から受けている説明では、レンジ4をレンジ16付近に移すと。その付近の代替施設を玉突きで、まあ3カ所あるんですけども動かしていくということです。

○吉田勝廣委員 だから玉突きで動かしている現場は皆さんは承知していないの。

○又吉進基地対策課長 それぞれA、B、Cと呼ばれておりますけれども、A地区が平成20年4月、B地区は平成20年12月、C地区は平成21年8月に米側に提供されたという情報はいただいております。

○吉田勝廣委員 情報を得たけれども、それによってキャンプ・ハンセンの基地がどうなっているかについては承知していない。

○又吉進基地対策課長 それ自体が強化になっているかどうかにつきましては承知していないところです。

○吉田勝廣委員 強化というのはどういう意味ね、強化されていない承知していないというのはどういう意味ですか。

○又吉進基地対策課長 強化について定義づけをしたことはございませんけれども、キャンプ・ハンセンにおける負担ということにつきましては、訓練の増加でありますとか騒音の発生とか、あるいはそういったものがキャンプ・ハンセン地区における負担増であるといった議会答弁があったと思います。

○吉田勝廣委員 県がそう言うとな僕は非常に頭にくるのよね。地元は強化といっているわけよ。皆さんは地元との連携というのはどういう意味ね、またもう一度聞きます。地元と連携していろいろやりますという、その連携はどういう意味ですか。

○上原良幸知事公室長 吉田委員がおっしゃりたいことは多分1つが3つにふえたということ強化じゃないかという前提を、それをまず認めるかどうかということですよ。今お答えしたのは、あくまでもそういう基地の施設の増設とか拡大とかについては、提供者である国いわゆる沖縄防衛局と米軍が直接いろいろやっていると思うんですけども。県としては地域住民、周辺住民の方

々の安全であり騒音でありということについて、基準で判断していくものですから、事実関係も含めて本当に我々がきちっと基地機能が強化されているかという判断はいたしかねるということです。

○吉田勝廣委員 いや、だから連携してるということは、金武町議会がいわゆる沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて、いろいろやってはいけませんよ、それから県にも要請を出していますよ、議会にも要請を出していますよと、それは金武町は強化をされていると、そういう玉突きはちょっといかなものかなということを行っているから、だから皆さんは連携してどうするかということを行っているわけよ。金武町民は強化だと思っているわけだから、だからそれに対して皆さんは強化もされていません、そういう認識はありませんと言ったらどういうことで連携するの。

○上原良幸知事公室長 強化されていないとは言っておりません。それは周辺の住民の方々がそういう判断をされて、例えば国への要請とかありますと、我々は当然金武町と一緒にやって沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会という組織もありますけれども、知事も一緒に住民の方々に対する負担あるいは苦痛を与えないようにしてくれというのは当然同じ認識でやっているところです。

○吉田勝廣委員 だから、そういうことだから強化されている実態はわかりませんかと言うから、さっきからそう言えばいいですよ。知事も一緒にそういうことはノーと言っていますよと言えばすぐオーケーとなるわけですよ。いろんなことをごちゃごちゃ言うから、強化されたのは間違いないわけだから。連携とは何かということは今後また次の議論でやりますから。ですからレンジ4にいわゆる米軍の複合施設をつくったと、つくったことによって金武町伊芸区民は危機感を感じ、もちろん金武町民も危機感を感じ長い間ゲート前でいろんな行動を展開して、移設であったとしてもとにかくそこから移動することができた。移設は余りいいことではないけれどもね、県内移設だから。それで今度は米軍でつくった複合施設をレンジ16にもっていった、するとレンジ16を動かさないといけないので玉突きになってA、B、Cに移動したと。そしてまたレンジ7も演習が強化されていると、この実態があるわけだよ。そうすると日本政府はそのために約29億円のお金を使うわけですよ、逆に言うと。最初から米軍複合施設をそこに容認しなければ、米軍がつくることを容認しなければ、日本政府はそういう無駄なお金も支出する必要がなければ、またキャンプ・ハ

ンセンの基地をこれ以上強化することもなかったわけだよ、最初からそういうことであれば。だから今の説明はそういうことを僕は言っているわけです。そういうことを金武町議会は言っているわけです。

次にいきます。陳情第51号、23ページ。これは実弾射撃演習の件ですけれども、県警察は先ほどもお話ししたんですけれどもね、この問題点をちょっと法理論上というか、ちょっと大きなところで議論をするけれども、もしこの被弾が今軽犯罪法の第1条の第11号でやっていますけれどもね。まあ器物損壊罪は攻撃行為だからできないと。これまでも金武町伊芸地域では弾が破片が人間に当たったことがありますよね。またもちろんいろんなところで起こっているわけだから、住宅にも刺さったことがある。これが仮に人間に当たっていた場合、これはどういう犯罪構成要件になりますか。

**○仲宗根孝刑事部長** 実際に発生して個々具体的に検討しなければいけないと思いますので、その場ではそういう話にはお答えできないと思います。

**○吉田勝廣委員** 今仮に言っているんだよね。その弾がもし人の足に当たっていた場合はどうなるのかと言っているだけです。物に当たった場合は故意犯だからこれは器物損壊罪は適用できませんと。仮にもしそこに人間がいた場合に、今のような状況です、一応不明だから。今のような状況でもし人間の足でもどこでもいい、当たった場合は立件はどうなるのかな。

**○仲宗根孝刑事部長** いろんな犯罪が成立するのではないかという観点から入っていきます。例えば過失傷害とかあるいは故意であれば何らかの罪とか、そして法と証拠に照らして証拠があれば証拠に基づいて該当する犯罪が成立していくと考えております。

**○吉田勝廣委員** 今の状況は撃った人は特定できないと書いてありますよね、皆さんの答弁だから。そうすると故意ではない。だから撃った人も特定できない、故意ではない、そうすると弾は確かに米軍のものではある。しかし人間に当たった、そのときには今みたいな過失傷害罪とか過失致死罪とか適用されるかもしれないけれども、しかしそれは行為者が特定できないから多分不起訴になるのかな。

**○仲宗根孝刑事部長** その場合は行為者を特定するまで引き続き捜査して、その中で結論は出てくると考えております。

○吉田勝廣委員 今のはいい話ですけれどもね、特定者が判明するまでそれをやると。その場合は時効との関係はありますか。

○仲宗根孝刑事部長 それぞれの犯罪には時効があります。例えば今回の軽犯罪法は時効が1年です。時効も切迫していた関係もあるんですが、とりあえずそういう軽犯罪を適用するのが適当だという判断で事件送致をしたというものであります。時効も関係してきます。

○吉田勝廣委員 それで時効が1年以内であると、そうすると皆さんが基地に立ち入りしたのが11月20日と11月24日、事件が発生したのが12月10日、それ以前かどうかは別に大体12月10日だと。そうすると立入調査をしてから、わずかもう20日以内ですよ、この時効が成立するのは。そういうところでの日米地位協定上、先ほど新垣委員もいろいろ問題視していましたが、そういう捜査のあり方論として、時効は1年である、まあ軽犯罪にするから1年と限定すると思うんだけど、そういう捜査をして軽犯罪法で立件せざるを得ない状況に皆さんが追い込まれたんじゃないの。

○仲宗根孝刑事部長 先ほど申し上げましたとおり器物損壊は故意、いわゆるそういう行為によって危機が生じるという認識が必要です。今回の場合は弾しんが発見されたんですが、その弾しんには線状痕、いわゆるライフルマークがなくて、したがって使用された銃あるいは発射した人というのが特定できない状況でありました。そうすると、そういうだれかわからないものの故意の立証は困難でしたので、適用する罪名は何かないかということで、これは事案としてそういった対処をせざるを得なかったという状況にあります。その間に実は、基地内の立ち入りについては4月、5月ごろからずっと向こうに申し入れていまして、7月に立ち入りの許可の回答があったんですが、それには立ち入りする日時とか特定されていなくて、また立ち入りした場合のいろんなやりとりを正確を期すために文書で交換した。米軍型の事件と違うのは、米軍の関係はそういう米軍の捜査機関とやりとりするのに時間を要するという点が大きな違いです。そういうことで7月に許可を得て、ではどういうやり方でやるか、どういう内容でやるかでいろいろ調整をしてきた、文書でやって時間がかかったという状況にありました。

○吉田勝廣委員 その県警察の努力にはある程度僕は評価をしますけれども、

特定できなかったということのためには、ではどうして皆さんはレンジ7には立入調査をしたんですか、普通は。

○仲宗根孝刑事部長 まず立ち入りしたのは、その発見現場の近くに米軍の射撃場がある、そして当日訓練をしていた、米軍の演習に伴うものではないかと推認して、それを確認するために現場の立入調査をしたという状況であります。

○吉田勝廣委員 県警察に司令官のほうからいろんな報告書がありましたね。その報告書の中にも、自分たちは11日は演習をしていないという報告があって、米軍は皆さんが立ち入りする捜査段階で、その報告の中の11日は撤回したんですか。

○仲宗根孝刑事部長 県警察といたしましてはいわゆる発生日を12月10日ということで、最初から米軍側にも入れているところです。

○吉田勝廣委員 報告書は否定はしていない。いや、だから向こうは11日と強硬に粘ってやっていたよね。要するに皆さんは10日だと、その食い違いは向こうは認めていないわけですか。

○仲宗根孝刑事部長 再三12月10日ですよと色々な公式の場で言ってきて、米軍は県警察の言う12月10日が発生日だということについては理解を得たものと考えております。

○吉田勝廣委員 それで12月10日に発生して、4月、5月と県警察は言われましてけれどもね。この間もちょっとその議論をしたんだけど、日米地位協定の運用の改善でいわゆる2週間以内、2週間前に基地の立ち入りをやりたい。前は一月だったけれども時間がなかったから、その即効性を確保するためにこれを変えたんですよね、2週間以内と。ですから、皆さんが捜査をぱっとやろうとするときに、この2週間前にそれを提出していれば普通は可能性が高い。我々もそうなんです。市町村あるいは議員が基地を調査する場合は、大体2週間前に申請をすればそれが可能。しかし、今米軍はレンジ7に対して金武町議会、県議会も認めていないんですよ、いわゆる見たいということに関して。県警察にはそういうレンジ7を皆さんが立入調査をしたい、これは重要なことですからね、また違いますから、これは捜査だから。この要請に対して米軍はどのような理由で断ってきたのか、また皆さんが何回申し出て、何回も文書

で拒否したのか、その理由は何ですか。

**○仲宗根孝刑事部長** 拒否されたということはありませんでした。どうしても必要なのかとかいろいろ照会がありましたので、実はこうこうこうで基地が、射撃場が近い、そして当日は訓練をしていた、だから確認したいということで申し入れをしていました。警察の場合は事件捜査での立ち入りですので、その場合は日米地位協定で日米当局間の相互援助という規定がありまして、今回それで入ったわけでありまして。それ以外に立ち入る方法としては裁判所の許可状を得て、米軍の権限ある者の同意を得て、あるいは相手に委嘱して調べることができるが、今回は日米間の相互援助という規定で立ち入りできたという状況にあります。

**○吉田勝廣委員** 相互援助協定もよくわかります。それでも時間が長すぎる。第一相互援助協定はお互い様だから、お互いが事件・事故発生するときにこういうことをやっぱり早急にやろうというのが相互援助協定があるわけだから。それでもなおかつ米軍が認めたのは、いわゆる時効の20日前しかない。それでまたその立ち入りの方法論として僕が本会議で聞いたのは、いわゆる発射した部隊も立ち会ったんですかと、僕はそれを心配しているわけですよ。米軍はいわゆるローテーションがありますので、恐らくその演習した部隊はいないんじゃないかと想定したものだから。その辺はどうなんですか。

**○仲宗根孝刑事部長** 7月にいわゆる立ち入りの許可はあったんですが、具体的な日時が相手から示されていなかった、そして立ち入りの方法とか立ち入りする我々の調査する内容とかで時間がかかって、それまで延びたというのがまず一つ、11月になった時点です。当日の現地調査には訓練の担当官、いわゆる当日訓練をしたらろうという部隊ではなくて、訓練を包括する担当官でありました。

**○吉田勝廣委員** この件はもう最後にしたいと思いますが、弾は米軍のものだけでも、そのレンジ7から発射されたんですか。そこまでは確認できましたか。レンジ7から発射したかどうかだけ。

**○仲宗根孝刑事部長** 先ほど申し上げましたとおり、弾しんは米軍が使用している弾丸と同種のものであるとわかったんですが、ただその弾しんに線状痕、いわゆる証拠となるライフルマーク、いわゆる銃を特定できる、銃を特定でき

ればだれが撃ったかわかるんですが、それができなかったのもレンジ7からの跳弾という断定はできない状況にあります。ただ、推認されるということで捜査を進めてきました。

○吉田勝廣委員 レンジ7からある程度跳弾されてそこに飛んできたのではないかなど。だって演習したのはそこしかないでしょう、そこしかないよね。僕は本会議で跳弾は何に当たったんですかということを知ったら、それはちょっとわからないという話だったんですけれどもね。だからレンジ7で12月10日に演習をしているわけだから、そこから弾が飛んできたのは間違いないだろう。弾しん、いわゆるジャケットかいろいろありますが、そこにはいろいろと書かれていると。それを特定はできないけれども、レンジ7から発射されたのはまず間違いのないのではないですか。皆さんの捜査の中で。

○仲宗根孝刑事部長 いわゆる警察は法と証拠に基づいてやるんですが、それで推認は確かに委員が言われるように多分レンジ7が近くにある、そして当日訓練をやっていた。推認はできるんですが、法と証拠の世界の中では、断定するという事は難しいということでもあります。

○吉田勝廣委員 断定することは難しいかもしれないけれども、送検はしたと。行為者も特定できないで、それは当然送検しても不起訴になることは予定はしていましたか。

○仲宗根孝刑事部長 一般的に被疑者不詳で起これば、不起訴となるというのは通常で、一般論であります。ただ不起訴の理由については、県警察としては承知していないというところでもあります。

○吉田勝廣委員 だから困っちゃうんだよね、本当はね。これはどうすればいいんですかね。

○仲宗根孝刑事部長 県警察としましては繰り返すようですが、法律と証拠に基づいての世界ですから、今のこの段階ではそう送らざるを得ないという状況にあります。

○吉田勝廣委員 恐らく県警察も悔しい思いをしていると思います。これは僕もよくわかるような感じがしますよ、僕も長年そういうことをやってきました

から。そこでですね、次は政治の出番だと思います。これは法と何というか、正義は言わないものだから、法律にのっとって県警察は捜査をして推認は大体できるだろうと、それで送検をしたわけだと。それはある程度不起訴になる可能性はあったとしても送検はしたと、県警察としてそこまでしかできなかったと。今の法令上というのかな、今の県警察の段階では。そうすると今度は沖縄県ですよ。こういうことがあって、なぜ中止を要請できないのかと。例えば名護市辺野古に起きたときには、もちろんレンジ10に起きたときに稲嶺前知事は中止を要請しているわけですよ。今の段階でどうしてもできないのかと、ここは政治の場面だと僕は思いますけれどもね。知事公室長、どうですか。

**○上原良幸知事公室長** 中止を求めるための条件として今回の捜査の結果というものは、中止を求める条件に当たるかどうかの議論をまずしないといけないと思います。問題は仲宗根刑事部長もおっしゃっていましたが、結局、捜査するに当たって、例えばその立入調査の話も相当時間もかかったということだったんですけども、もし本当に直ちにこれが実現していたら、結果が違っていたのではないかとというようなことにもしなるとしたら、これはもう日米地位協定そのものに大変大きな問題がありますし、先ほど吉田委員がおっしゃったように、もう1年近く過ぎたらローテーションでそのときの演習にいた部隊がいなくなっているということもありますので、とにかく早期にそういう現場に入られるということは、可能だったらということになるのでしたら当然に日米地位協定の改定とかということにはなりますけれども、今回の捜査の結果によって演習の中止を求めるのは、いささか検討を要するのではないかなということだと思います。

**○吉田勝廣委員** 金武町伊芸区にはまずたくさん弾が飛んできているわけよね。レンジ7がどういう演習場かというのは基地対策課長は知っていますか。レンジ7の状況をだれか知っている人はいる。恩納村に聞いたことがありますか。レンジ7がこれまでに何回演習をして、どういう状況であったかというのは。頻繁に使われているのかとか、そういうもの。

**○又吉進基地対策課長** 具体的な演習の様態等については承知しておりませんが、実弾射撃訓練が行われているということは承知しております。

**○吉田勝廣委員** そんなことは僕はもう知っているんだよ。演習場は訓練するところだから当たり前だよ。僕は言っているのは、ここのレンジ7を使ってこ

れまでに大体どういう演習をしていたかとか、一年間のうちに何日演習していたかというのは大体承知している。

○又吉進基地対策課長 承知しておりません。

○吉田勝廣委員 ここは休眠状態だったのよね、そんなに使われていなかった。激しくなったのはここ一、二年。これは理由があるわけ。だからその理由というのは、いわゆるレンジ7、レンジ10といろんな演習があって、事件、事故を起こした。その後ではどうするかということで米会計検査院のあれがあったでしょう。要するに僕が言いたいことは、基地の立ち入りはいつでもできる演習場だよと。キャンプ・ハンセンの金武町側の演習場とは違って、その演習場というのはぽつんと離れているわけだよ。僕はそこは何回も行っている。だから県警察にしろ、金武町の調査にしろ、県議会の基地を見せてくれという申請にしろ、それを拒否する理由は僕にとってみればなかなか見えないんです。いつでもそこは見せられる可能性がある。だからそれを拒否すること自体が僕はおかしいと思っているから、さっきからそれを議論しているわけですよ。県警察の立入調査も含めて。日米相互防衛援助協定とかそういうことがあるかもしれないけれども、またそこにあるでしょう、基地防災統括監ね、ここに書いてあるでしょう、いわゆる2週間前に出しなさいと。だったら、普通の演習場と変わらない、またここは普通の演習場みたいに頻繁に演習されていないから関連性がないのよ。演習場がそこにぽつんと置かれているわけだから、いつでも見れる。そのいつでも見れる演習場を見せないから問題があるんだよと、僕はさっきから言っているわけですよ。だからその演習場を、例えばグーグルでだって見れるでしょうが。グーグルで上から見えるんだよ。ヘリコプターを飛ばせばちゃんと見えるわけだから。だから、いつも個々に使っていない演習場をなぜ見せないか、県警察はそれをどう思いますか。

○仲宗根孝刑事部長 県警察の場合はどうしても捜査という観点から入りますと、日米地位協定に定められている相手に立ち入りしたいと、申し入れを受けて向こうの当局の了解を得て、いわゆる日米相互防衛援助協定がどうしても間に入りますので、若干一般の施設見学とは違うものがあります。

○吉田勝廣委員 僕はレンジ10とレンジ7が米会計検査院で不適切な一不適切と言うのはおかしいけれども、実弾射撃演習にとってはちょっと狭い演習場だし危険があるということは指摘されているわけ。だから恐らくそういう意味で、

照屋寛徳衆議院議員はその演習が発生したときに、そこで演習すること自体が未必の故意ではないかと、そこで演習すること自体がおかしいと。だからあえてそこで演習するのは未必の故意であるはず、というのがそういうことだと僕は認識していますけれどもね。だから恐らく狭い演習場でそこで演習すること自体は、例えばレンジ10もそうですよね、銃口が向いているから、射程距離が約7000メートル近くあると。そうすると何か問題が起きたときには地域住民にやるぞと、壁がないから。だからそういう意味で、米会計検査院は指摘をやってやっているわけ。もちろん県道104号線もそういうことがありましたよね。だからそこで演習すること自体が未必の故意に該当するのではないかな。そういう意味で器物損壊罪は故意犯ではあるけれども、そこにそういうことをもし米軍側にあつたらそれは故意犯として成立するのではないかなとということを我々は基本的に感ずるわけですよ。だから残念ながら軽犯罪法の第1条の第11号でしかそれが立件できなかつたところにですね、恐らく県警察も悔しいと思いますけれども、僕らも悔しいわけですよ。だからそれは壁は何なのかと、それは日米地位協定だと。皆さんはそう言えないかもしれないけれども、我々はそう認識はしている。それでもう一つは行政として、県民の命とか財産を守る立場の行政がこういう状況にあつても、まだ中止を米軍に対して言えないというところに、僕は非常に疑問点を感じないわけ。そうすると、これからそういうことがあるたびに、いつも同じことで堂々めぐりなのよ。これまでも1972年に復帰してからずっとそういうことで堂々めぐりをしているわけだよ。だからこそ、もちろん日米地位協定を改定するけれども、しかし今の状況をどう展開するかというのはね、まさしく行政である県がもうちょっとというのはちょっと変だけれども、強い態度で臨まないとこの問題は解決できないのではないかなと、僕はそう認識しているわけよね。だから中止申し入れ要請に対してもうちょっと時間をちょうだいと言うわけだから、それはそれなりに時間をやってもいいと思うんだけど。これまでのいろんな金武町伊芸区の被弾事故、それから沖縄県におけるいろんな関係、そういうことを通してぜひやっていただきたい。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

午後12時2分休憩

午後1時23分再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

上原良幸知事公室長。

○上原良幸知事公室長 いろんな事件、事故等々をどう防ぎ、県民に対する安心感を与えていくかということについては、すぐれて日米地位協定にかかってくるというような状況があるわけです。今般民主党政権が誕生したということは一つはやはりアジア保障体制といいますか、日米同盟のあり方について見直すということを提起しているわけですから、あるいは日米地位協定も改定を提起するということを提唱しているわけですから、当然に我々としてはもう50年たちましたので、時至るという認識のもとに沖縄の基地負担の軽減に向けて、いわゆる国交のあり方あるいは運用のあり方について、いわゆる沖縄の基地対策の基本的な構想というか考え方というものをそろそろ構築していく、それが今これは企画部の所管ですけれども、21世紀ビジョン（仮称）というものが実効性のあるものにするための一つでもありますし、とにかくそういう体制づくりから始まってきちっと対応してまいりたいと考えております。

○吉田勝廣委員 50年間日米地位協定を改定できなかった、復帰後もう36年やがてもう40年になろうとする時期にその日米地位協定が改定できない。いつも日米地位協定が改定できない中で、ではどうすればいいかというのが今考えないといけないことだと思いますよ。だからこういう事件が頻発している、読谷村の事件もああいう状況である、これまでに何回もそういう事件、事故があっていつも日米地位協定の壁があってどうにも前に進まない。しかしその中で我々は生きていくわけだよ、県民はね。その生きていくのを、いかにして米軍の演習を中止させるかと。それは法では限界がある、法は限界があるけれども我々は行政とか政治はね、これは限界がないわけですよ。主張すればいいわけですから。だから明らかに黒に近いということであれば、そのことを受けて行政と政治はやっぱり中止を要請するのが当たり前だと、ごく当然のことだと思う。県民の命とか財産を守るためには。そうしなければ政府もあるいは米軍当局も反省をしないし、また演習に対してのこの思いというか、何でもないんだなという、いわゆるアメリカの会計検査院が調査をしてやったとしても、またいろいろ制御装置をつけたとしても、それを忘れてまた同じことを繰り返すわけ。これがレンジ7とレンジ10の状況だから。だから常にそういうことを言っておかないと困るよということを僕は言っているわけですよ。もちろん日米地位協定を改定しないといけない、沖縄の現状をどう打開するか、それはしないといけない。しかしそれまでに何十年も我々はその中で生きていくわけだよ。だからこそ政治と行政が何かを起こさないとだめだよと。いわゆる沖縄がヤマトウに向かって、あるいは米軍に向かってやらなければとてもじゃないけれども米

軍は、あるいは政府もそういう認識にならないと、だからこそ声を上げるべきだと。いっぱいあるでしょう、自衛隊の爆発事件で砲弾が炸裂したときに、これは米軍のものかあるいはわからないからこういう問題があって抗議もできない、中止もできないと。そういうことが現にたくさんあるわけだから、そこはやっぱり知事公室長とか県知事が中心となってやる、また県議会は県議会としてやる、また自治体は自治体としてやる、県民は県民としてやる。それが一体となって初めてこの問題は解決できるのではないかなと常々思っているわけですよ。だからそのことを僕は問いたいわけよ。

**○上原良幸知事公室長** もちろん要請はやっておりますけれども、さらに具体的にどういうのがあるかということ、まあ演習訓練に対して即座に反対ができる立場にはないんですけれども、やっぱりやり方というのはあるだろうということです。私は4月に知事公室長にまいりましてもう4回、実はきのうもやったんですけれども、米軍の在日米軍沖縄調整事務所長、それから海兵隊の責任者一きのうは次長だったんですけれども、具体的な意見交換、やっぱり認識のギャップはあります。きのうも話ししたんですけれども、流弾事故の件も含めてですね、なかなかこのすれ違っている、状況認識がちょっと違っている部分もありますので、そういうことをなくするためにも定期的に意見交換をしようということで、きのう4回目をやりましたけれども、そういう取り組み、地域というか沖縄であるいは県庁でもいいんですけれども、そこで何ができるかということをやってみると、どういう壁があるかをまずめぐり出していくと、それを上に上げていくというような一つの解決するまでの回路を探っていくといけません。その上に先ほど言いましたような、本当に沖縄の基地問題を中長期的に解決するような枠組みをつくらなければならない。だから今両方の作業をこれからやってみなければならぬということを考えています。

**○吉田勝廣委員** ワーキングチームとかいろんな協議をするのも結構なこと。それはもう次に向かっていろいろやればいい。しかし実際起こった事件に対しての敏速な対処、これがなければそれも解決できない。そういうことですよ。現在起こっている事件・事故に対しての早期の対策なくして未来はないのよ。いろんな日米地位協定を改定します、何をしますとできないの、そんなことは。だから僕もワーキングチームに参加したことはあります。僕は司令官にぴしゃっと言いましたよ、事件・事故を起こすなど。事件を起こしたらすぐに演習を中止すべきだと、これは当たり前の話。だからそのことを僕は言っている。次は回答を求めませんから。

次の陳情第79号、金武町のヘリパッド建設反対。金武町にはたくさんのヘリパッドがあります。北部訓練場にも22カ所という答弁が先ほどありました。このヘリパッドは皆さんはどういう訓練をすると位置づけて見えていますか。ヘリパッド、ヘリパッドというけれども、どういう訓練をすることを考えていらっしゃるのか、ヘリパッドというのは。

○又吉進基地対策課長 ヘリパッドはヘリコプター着陸帯ということでございまして、その地域で行われる演習のために、これは演習の様態を具体的に示されているわけではありませんけれども、兵員を運んだりあるいは報道によるとヘリコプターから直接兵員を降下させるというようなことをしているようです。

○吉田勝廣委員 そうすると沖縄県に今ヘリコプターは大体何機ありますか、機首も含めてわかったらお願いします。

○又吉進基地対策課長 ヘリが配備されているのは主に普天間飛行場ですけれども、平成20年1月時点での常駐機種だけを申し上げますと、CH46E型が23機、CH53E型が4機、AH1Wが5機、UH1Lが4機となっております。

○吉田勝廣委員 大体合計40機ですか。

○又吉進基地対策課長 計算しますと36機であります。

○吉田勝廣委員 そうすると沖縄でヘリコプターは36機が常時訓練をしていると。

○又吉進基地対策課長 この中には指揮連絡ヘリコプターとかあるいは軽攻撃ヘリコプター等用途がちょっと違うのもあるので、このヘリパッドにおいて訓練をしているかどうかというのは不明であります。

○吉田勝廣委員 北部訓練場が22カ所、まあキャンプ・ハンセンにも大体32から34カ所ちょっとあると思うけれども、そういうところでヘリコプターは常時訓練をしていると。そうすると普天間基地からこのヘリパッドに向かっていろいろ訓練をする、それからキャンプ・ハンセン及びキャンプ・シュワブ及び北部訓練場等々伊江島を含めて、普天間飛行場から移動して訓練をするというこ

とになりますよね。

○又吉進基地対策課長 具体的な演習の様態につきましては、私どもは承知しておりません。

○吉田勝廣委員 ヘリパッドはそういう訓練をするものだとは先ほど基地対策課長はおっしゃいましたから、ヘリパッドが存在するのに、訓練をしにヘリコプターが飛んでいくわけだから。そういうことでしょうか。

○又吉進基地対策課長 そういうことだと思います。

○吉田勝廣委員 そうすると沖縄の空は、もちろん普天間飛行場上空もそうだけれども、そのヘリパッドが存在する地域、そこも危険性はあるわけですか。

○又吉進基地対策課長 危険かどうかという判断というのはなかなか難しいところだと思いますけれども、確かにヘリコプターが日米地位協定でも認められている事項でして、自由に使用できるということでもあります。

○吉田勝廣委員 だから今政府も沖縄県も普天間飛行場の危険性の除去という形で、それを焦点にして名護市辺野古にもっていこうというのが普通いわれているわけですよね。そのヘリパッドの存在する地域、これ移動してヘリコプターの訓練をするわけだから。普天間飛行場が危険でヘリコプターが集中しているので危険を除去しよう。しかしヘリパッドがある地域はそれが飛んでいくわけだから、ある意味ではそこも危険だということになるでしょう。

○上原良幸知事公室長 頻度はわかりませんが、例えば演習とか訓練のために一時的にヘリコプターがおりたり飛んだりするヘリパッドと、本当にこの都市部のど真ん中であって、それは頻度も含めて常時ヘリコプターが飛んだりおりたりするところと危険度の度合いというところが当然違いはありますけれども、危険ではないかということになりますと、当然それはないとは言えない。程度の問題だということです。

○吉田勝廣委員 知事公室長、今県当局に説明しますけれどもね。ヘリコプターが墜落した事故、宜野湾市普天間とほかの地域と、ヘリパッドのある地域とどっちが多いですか。調査したことはありますか。

○又吉進基地対策課長 ちょっと今細かい件数が出せないんですけども、確かに北部訓練場でUH1Lが墜落したとか、そういった事例は何回か起きているということです。

○吉田勝廣委員 墜落したのは恐らく演習場が多いのではないかなと私は思っております。爆音等々はそれは普天間飛行場が多いかもしれないけれども、墜落した事故等については恐らく演習場が多いのではないかな。その理由はなぜかちょっと後で調査すれば大体……。その墜落するというのはどういうことで墜落するかという。例えば集中的に普天間基地はすべて集約されるわけだから、爆音等々はこれはきつい。しかし他のヘリパッドが多く存在するところでは墜落件数は多いのではないかなという、僕が今まで頭の中で考えているのはね。だから危険度というときには、どういうことを想定して危険度というのかなということ、僕はまた問いただきたいわけ。何をもちって危険度というのかという。

○上原良幸知事公室長 定義ができるのかですけども、1つはやっぱり墜落したときのですね、人口密集地帯ですから大変な被害が出るだろうと。1つはそれが違うのではないですかね。山の中とといいますか、そこにあるヘリパッドと都市地区の普天間飛行場との危険度の違いとなると、被害の大きさ、もう一つの大きな目安だと思いますけれども。

○吉田勝廣委員 それは後で議論するとして、その墜落した件数を述べたらいと思うけれども。もう一つはいわゆる普天間飛行場を名護市辺野古に移設すると、ヘリパッドとヘリポートの違いはわかると思いますから、そのヘリコプター基地が名護市辺野古に行くことによって米軍の戦略上、さっき抑止力とかいろいろ言われたけれども、この新しい基地は県の判断では強化されているのか、沖縄の基地がね。確かに普天間飛行場の危険度は除去されたかもしれないけれども、名護市辺野古に移設することによってこの普天間基地は強化されたのか、ヘリコプター基地として。例えば今普天間飛行場の機能はKC135であるとかC130とかいろいろ出てきたりする。それがまたどこかへ移行するわけだけれども、そのヘリコプター基地としては、ヘリコプターの部分だけ強化されるのかどうか。

○上原良幸知事公室長 正確に軍事戦略上それが基地機能として強化される、

あるいは抑止力として強化されるかどうかについては、我々はそれを判断する材料とかそういう尺度といいますか、そういうものをはかる基準はちょっと持ち合わせていないというか、もともと業務の中にそれはございませんので、強化されたのかあるいは弱められているのかということについては答弁できないということです。

**○吉田勝廣委員** 要するに危険の除去とそれから沖縄県のいわゆる基地負担の軽減をすると。軽減をするから移設しますよと、パッケージになっているわけだから。そうすると軽減はしたけれども、例えば象のおりで考えてみましょうね。象のおりが金武町にきましたと、象のおりは金武町に行ったけれどもこれは機能的には軽減されていないですね。ただ基地は返還された、しかしこれは軽減されていない。要するに面積だけをいうとそれは面積は小さくなったねという評価はできる。しかし基地そのものの機能は変わっていない、集約されただけだから。またある意味では、より立派な機器にかわってしまって、より広範囲に操作できるわけだから強化されたということになるでしょう。僕が言っているのはそういう意味ですよ。逆にこの普天間飛行場が県外か国外に移設すれば、沖縄中のヘリパッドを持つ地域は全部危険が除去されるわけね、演習しないんだから。普天間飛行場だけではなくて、東村高江区も金武町も伊江島も、ヘリコプターが飛ばないんだから。そうなるでしょう。

**○上原良幸知事公室長** 仮定の話ですけれども、県内にほかに移設するのではなくて、そっくりそのまま普天間基地が県外に行って、そこに結果的にヘリコプターが全部いなくなれば危険性は当然なくなるということです。

**○吉田勝廣委員** 私が言わんとすることは、東村高江区も陳情が出ているでしょう、金武町も陳情が出ているでしょう、ヘリコプター問題で。これが普天間基地が県外や国外移設すればこの問題は全部解決されるということになると。それはヘリコプターは基本的には普天間飛行場にしかいないんだから。あとはもちろん空母から飛んできたりそれはいろいろあるかもしれない。しかしそれはヘリパッドで訓練するよりは基地内の恐らくそういう展開をすると思うから。だからそういう意味からすると、ほとんどヘリパッドというキャンプ・ハンセンとか北部訓練場とか伊江島にある訓練場のヘリパッドについては使用価値がなくなるだろうと、この陳情を含めてね。私はそう認識しているわけ。知事公室長もそうでしょう。

○上原良幸知事公室長 実はそれが大変大きな問題になっていると思うんですよ。普天間飛行場からいなくなってどこかの基地に移りますと、本土のどこかにしましょう。そこから来てですよ、そのヘリポートに来てそれは演習・訓練をするかもしれない。

○吉田勝廣委員 まとめるけれども、要するに今みたいに危険性を除去したとしても、県外や国外に移動してもまたどこかの部隊が来て、また沖縄で訓練するような状況になってくると。要するにそれは普天間飛行場だけではなくたけれども、ではまた同じような30機、40機が来てさ、また訓練するようになったらこれはどこで一まあキャンプ・ハンセンに一時駐機するか、それとも嘉手納飛行場に一時駐機するか、やっぱり嘉手納飛行場みたいによその基地から飛んできて訓練するか、そういう状況になったらこれは別にどうってことはない普天間飛行場だけの軽減になってしまうの。要するに普天間飛行場が県外か国外に移設するとヘリコプターがなくなるわけだから、このヘリコプターが中心として北部訓練場や中部訓練場や伊江島で訓練をしているわけだから、この訓練もなくなるねと。だから今東村高江の問題であるとか金武町のヘリパッド移設の問題とか、いろいろそういう問題が解決できるでしょうねと言っているわけよ。

○上原良幸知事公室長 そういう米軍の運用について我々がどうこう言えないということです。

○吉田勝廣委員 次に日米地位協定のこれからの跡地利用問題について、陳情平成20年第167号、17ページ。沖縄振興特別措置法の改正の問題で出ていますね。第二次返還特措法の制定に関する陳情。ここでこの返還特措法というか沖縄振興特別措置法で、その中で跡地利用のいろんな条項、政令で定めるということもいわれているけれども、現にこの条項で跡地利用された土地がありますか、調査はあるけれども実際の跡地利用で。

○名嘉真稔企画調整課跡地利用対策監 まだ指定はされておられません。

○吉田勝廣委員 いわゆる沖縄振興特別措置法はあるけれども、これがまだ適用された例はないということだよ。

○名嘉真稔企画調整課跡地利用対策監 そのとおりです。

○吉田勝廣委員　せっかく法律をつくったけれども、これが適用できない。適用できないというのは理由がありますか。

○名嘉真稔企画調整課跡地利用対策監　大規模跡地につきましては面積要件というのがございまして、300ヘクタール以上の返還跡地と規定されておりますので、まだこれまでにそういう条件に該当したところはないということになります。

○吉田勝廣委員　したがって沖縄の大規模というのが跡地利用を開発するためにはしんどいなと、しんどいからこれを300ヘクタールからやっぱり150ヘクタールとか50ヘクタールに変えようじゃないかとか、そういう動きはありますか。

○名嘉真稔企画調整課跡地利用対策監　この件につきましては沖縄県軍用地等地主会連合会がございまして、そちらのほうからもその旨を伺っておりますし、市町村からもその旨を伺っております。

○吉田勝廣委員　ちょうど僕もこれにかかわってきて、こういうことはナンセンスだということで意見を述べたことがあるんですよ。実際にこういうことだと活用できないよと。もうこれができてから7年か8年になるわけだから、それは活用できないと。したがってこれはやっぱりもっとグレードを下げるべきだと、平米をね。沖縄県もそういう認識でしょう。

○名嘉真稔企画調整課跡地利用対策監　今、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の内容につきましては、今年度内で見直し作業、総点検作業を行っておりますけれども、その総点検作業を行う中で今おっしゃっている内容について議論をしているところでございます。

○吉田勝廣委員　この跡地利用については、まあ恐らく新しい政権にかわって、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律から沖縄振興特別措置法のほうにまた法律を変えて、そしてそれをまた沖縄振興特別措置法から別個の法律、いわゆる独立した法律ですよ。沖縄振興特別措置法の中ではなくて独立した法律でそれをつくると。それが僕は非常に望ましいと思っているわけですよ。その辺はどういう状況ですか。

○名嘉真稔企画調整課跡地利用対策監 おっしゃるような内容についても、同じようにその場で調整といいますか、検討をしているところでございます。

○吉田勝廣委員 跡地利用については3つの原則を僕は述べて、きょうは言わないけれども、やっぱり一義的には政府の責任においてやると。それはなぜであるかという、平成14年でもし今の状況でやった場合は、嘉手納飛行場以南は全部返還されて跡地があるわけだから、それは今からそういう法制度をつかって、これまでの跡地利用計画、これは本会議でも説明しましたけれども、成功した例をきちっとやっぱり総括をして、その法律の中に生かすようにぜひやっていただきたいと思います。

○上原良幸知事公室長 3月まで企画部長をやっておりましたので、そのことも含めて議論をします。沖縄振興計画がどうなるか、あるいは沖縄振興特別措置法がどうなるかということではありますけれども、ただおっしゃいましたように全部ではなくて次の40年を過ぎてからは、どこかに絞ってさらなる拡充を求めていくというときに、基地の跡地の問題とそれから離島ですね、この辺は今以上のものを要求していくことが必要ではないかなという気がします。

○吉田勝廣委員 ぜひこれはきちっと法制度をつかって、ぴしゃっと頑張ることが大事だと思いますので頑張ってください。

最後に日米地位協定の改定についてですけれども、これは何か現政権が法律を変えてつくっていますよね。例えば日米地位協定改定案について合意と平成20年3月27日、これは民主党幹事長鳩山由紀夫、社会民主党幹事長重野、国民新党亀井と、この日米地位協定改定案について合意とこれは相当なページ数がありますが、これは掌握しているでしょう。これについて議論するとかなり時間がかかるのでもうさわりだけ。こういうふうに現に政権をとっているわけよね、これは読んで皆さん分析はしましたか。

○上原良幸知事公室長 今まさにその3党でやっている案と、これまでの条文突き合わせ等々作業をやっております。

○吉田勝廣委員 そこでこれまでずっと西銘元知事から大田元知事になって、それから稲嶺前知事になってずっと条文を解釈して抽象的で議論しましたね、要請活動もして。もう今政権をとって具体的にこれをつくっているわけですよ。僕がお願いしたいのは、もっと沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請

を肉づけして、ある意味では条文をつくるぐらいのことをやってこれと対比させて、今この3党は政権をとっているわけだから、政権政党なんだから。これで沖縄もぶつけていろいろ議論をさせたわけだよ。だからそのために、たくさんの知恵者を結集してプロジェクトチームをつくって、早く要請すべきだと僕は思います。それで知事公室長、来年知事選挙でしょう。その前までにもうつくってばちっと出して。

○上原良幸知事公室長 とにかく今の政権が日米地位協定を改定するというところで、具体的なそういうのもつくっておりますので、これから本当に11項目を全部そのままやるのか、あるいは何かに絞ってやるのか、そういう戦略的な取り組みを構築した上で、外務大臣が今、普天間飛行場で手いっぱいだということではありますけれども、それはそれで日米地位協定についてもどんどん押していきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 沖縄県はね、いつもそういう基地問題がちょっと表に出すぎて、肝心なもの、例えばこの日米安全保障条約を議論するときにも、日米地位協定が議論されていないわけよ、国会審議を見ると。それと同じように沖縄返還協定でかなりやったものだから、さまざまな沖縄関係の法案は議論されていない。だからこそ今普天間飛行場問題で手いっぱいかもしれないけれども、プロジェクトチームを組織して、プロジェクトチームにこの問題点の指摘をして対比させて、そしてその問題点は何か、沖縄から要求すべきは何かと、この項目を入れるべきものは何かと。こういうことをすることによって必ず立派な日米地位協定の文書ができると。もちろんこれは相手がいるわけだから、妥協しなくてはならない。ただやっぱり正文は沖縄の意見も入れて、この法律をつくるという気概、これがないとだめだよ。その決意だけ聞かせてください。

○上原良幸知事公室長 先ほどから繰り返しておりますけれども、国もそういう体制ができたのであれば、我々は当然それに臨むような体制をつくり上げて、御提言の趣旨等を踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋大河委員。

○照屋大河委員 陳情第185号、同第186号、同第187号の環境アセスメントの件での陳情がありますが少し伺います。私は昨日の移設関連予算が計上される

というのは大変不満があるんですが、この環境アセスメントに関して10月13日の知事意見のほうから二、三点質疑させてください。まず全体的事項という中の大きい1、対象事業の目的及び内容についてのところに、普天間飛行場における現在の施設と代替施設における施設の違い、違いが生じる理由及びそのことに関する環境への影響についてどのように検討したかについても示すこと、とあるんですが、今の普天間飛行場の施設と代替施設、予定される施設が違うという認識でこういう意見を述べられているのか、この件について具体的に説明いただけませんか。

**○金城康政環境企画統括監** これは環境アセスメント専門員の先生等からの意見もありましたけれども、代替施設がなぜ名護市辺野古に決定したのかというのを環境面からどのように検討したのかということの説明を求めるということで、それを事業者のほうにもきちっと説明するよということによって意見を出しているということです。

**○照屋大河委員** その前段のほうではなくて後段のほう、現在の施設と代替施設における施設の違いかということがあるんですがその辺ですね。違いが生じる理由とかを示してほしいということなので、その辺違うという認識なのか、そこを伺いたいのですが。

**○金城康政環境企画統括監** 新たな名護市辺野古の予定のところには港というんですかバースができて、そこに船着き場とかそういうのができるんですけれども、現在の普天間飛行場にはそういうものがないものですから、そういった違いとかそういったものをきちっと説明をということで、違いを説明させるということでの検討を含めてどうなのか、ということでの意見でございます。

**○照屋大河委員** もちろん、沿岸域、海に面するところですので、今言うバースとか船着き場というのは想定されるんですが、その範囲で新たな機能の強化とか機能の縮小とか、そういうことを想定されたものではないということですか、この違いというのは。

**○金城康政環境企画統括監** 機能の強化とかそういう面ではなくて、やはり現在ある普天間飛行場をそのまま移すのではなくて、新たに追加されている部分があるので、それがどういうことで違いが出てきているのかというのを環境面からもちゃんと説明ができるよということ趣旨でございます。

○照屋大河委員 次にですね、この同じ対象事業の目的及び内容についての大きい1の(4)、航空機の種類について、この対象事業に係る飛行場の使用を予定する航空機の種類については、想定されるものも含め具体的な機種及び数を示すこと、これについてはオスプレイ等の件も本会議で出ました。この意見についても具体的な説明をお願いしたいんですが。

○金城康政環境企画統括監 これは次の環境影響評価書の段階になると思えますけれども、そういったオスプレイも配備云々というのいろいろ外のほうでいわれている分について、確認とかいろいろやっている状況の中ではっきりしないという部分もあったんですけれども、そういったものの配備とか機種とかそういったもの、予定されているものはきちっと全部載せられるようにという趣旨でございます。

○照屋大河委員 本会議でもありましたオスプレイの配備について、報道の中で今いろいろ出てきていると。その点について、環境アセスメントのやり直しという件について本会議で説明があったんですが、やり直ししなくてもいいというような文化環境部長の答弁だったと思うんですが、その辺についてもう少し詳しく伺えますか。

○金城康政環境企画統括監 この場合、飛行場の設置の件なんですけれども、事業の諸元といいまして、やはり環境へ与える影響を形的にというんですか、わかるような形で尺度を少し持たなくてはいけないというところでその諸元というのを設定しております。それに飛行場の設置の場合は、滑走路の長さが20%以上、例えば1000メートルだったら20%以上だったら200メートル以上伸びるようになれば、これは事業を最初からやり直しをなさという規定があります。それから飛行場の区域として、これが10ヘクタール未満であればいいんですけれども、10ヘクタールを超えるようであれば手続は最初からですよという形で、それ以外のものについては軽微の変更という形で、手続はあえて最初から手戻り、環境影響評価方法書からやらなくてもいいというのが法律の趣旨でございますので、今のオスプレイですか、そういったものについてはその事業の諸元のあれに照らし合わせても、軽微な変更の範疇なので手続はあえて最初からやる必要はないという趣旨でございます。

○照屋大河委員 その知事意見の中で、次にジュゴンの複数年調査についての

意見があるんですが、この複数年調査の複数年という一どのような範囲で、先日その集団は何人から集団かという別の委員からありましたが、県がいうその複数年というのは何年ですか。2年になるのかそれ以上になるのかお願いします。

**○金城康政環境企画統括監** 一般的に複数年といえれば当然2年のことを指すわけですがけれども、その場合にここでもっと複数年の調査が必要だというのは、ジュゴンの生活のあり方やそういったものが十分でないのではないかとということで複数年を求めているわけですがけれども、ただこの複数年の調査につきましても、実際には環境アセスメントで—そういう知事意見を述べた後にやる環境アセスメント調査というのがあるわけですがけれども、それ以外に別途でやられている調査というのがありまして、それは当然文献資料という形で取り込むことができるというわけがあります。それは別に違法な問題ではないわけですが、そういった場合にこれから複数年、2年やるということもあり得ますし、逆に言えば1年プラスその既存の資料をやって、その既存の資料でももちろん1年分の資料になるわけですが、これであわせて複数年の、内容的な問題がありますけれども、これは専門の環境影響評価審査会の先生に聞かないといけないのですけれども、これで十分だということであれば複数年の調査をやったという形と同等と見なすということになると思います。

**○照屋大河委員** 地元名護市も含めて、知事はなるべく沖合だという意見をずっと言っているわけですが、先ほど区域については、再調査のですよ、規定の中で10ヘクタールとかというのがありましたが、なるべく沖合へ移して再調査をしなくてもいいというのはさっき言った範囲ということですか。

**○金城康政環境企画統括監** 結局、沖合に移動する場合にいろいろな移動の仕方があると思いますけれども、例えば真横に移動する場合とか斜め下にとか真下にとかという移動の仕方によっては動く範囲というんですか、区域の動く面積が違ってくるということもありますので、一概に何メートル動かしたら軽微の変更だということは、今の時点では、どのような方向に動かすかがわからない時点では何とも言えないんですけれども、動かした結果として先ほど言いましたように面積が10ヘクタール以上も動くというか区域が違ったという形になれば、手続は最初からという形になります。

**○照屋大河委員** たくさんの意見が出されましたので、想定とされる名護市辺

野古の移設についてはかなり知事意見も厳しい意見だなと感じていますが、県議会であった3年めどの普天間飛行場の危険性ですね、先ほどの複数年、文献をプラスすれば1年という話もありましたが、そういう航空機の種類等の予想も含めてこの調査と3年めどの閉鎖との関連については、知事公室長はどのように感じていますか。3年は任期までの4年だという話も本会議ではありました。それとその調査がですね、この300以上にも上る意見を出しているわけですよ。非常に名護市辺野古に移設を仮定とした作業は随分時間がかかってくるのではないかと思うんですが、その辺の兼ね合いは県はどういうふうにまとめているんですか。

○上原良幸知事公室長 ほぼ3年ぐらいをめどに普天間飛行場の今の危険性を少しでも軽減していくという趣旨で知事は発言されたわけですし、それと名護市辺野古が例えば調査に時間がかかってちょっと取りかかるのが遅くなるということとは直接関係はない、これはあくまでも今ある普天間飛行場の危険性をできるだけ少なくすることをすぐにでも始めたいと。ただ、3年程度でめどはつけたいということであって別に3年待たなくてもいいわけで、危険性はできるだけ早く除去したいという思いは同じですから、直接的にこれはおくれるということとは関係ないのではないかなと思っていますけれども。

○照屋大河委員 名護市辺野古であろうが今いう検討が進められるであろう国外とか県外とか、どこに決まろうが今ある危険性の除去については求めていくと。3年の期間の議論は本会議でいろいろあったが、それについては強く働きかけていくということによろしいですか。

○上原良幸知事公室長 そのとおりです。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が副委員長と交代。)

○桑江朝千夫副委員長 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたします。  
照屋大河委員。

○照屋大河委員 次に伺いたいのですが、陳情第207号、同第208号、ホワイト

ビーチへの寄港の件ですが、知事公室長は午前中の答弁でその時代そのときに密約をせざるを得ない状況だったのではないかと、唯一の被爆国の日本あるいは核を使ったアメリカと核を保有するアメリカとで状況が違って、密約にせざるを得なかったのではないかというような、その時代のことを述べていましたが、毎回繰り返されるうるま市の陳情、これはうるま市長からもありますし、うるま市議会からもあります。この陳情の中にある放射能漏れ及び核兵器搭載に不安を一層抱かせるというものがあるんですが、県の対応や午前中の知事公室長の答弁を聞いていると、それに余りにもこたえられていないのではないかなという気がするんですが。何か密約を認めるような感じがあったものですから。

○上原良幸知事公室長 歴史の解釈としてそういう状況があったのではないかと、要するに政治家がないと言ったものを官僚があると言えない状況とか、それはいろいろな文献とか論説とかしか私どももアクセスできませんのでその範囲での答えですけれども、やっぱり基本的にはそういう解説といいますか、そういう状況に追い込まれたということを御説明申し上げたのであって、今まで続いて、今現在も核を積んだ原子力潜水艦がホワイトビーチに入っているということはもちろん認めませんし、これについても今トマホークといいますか、核弾頭を積んだミサイルを載せた原子力潜水艦というのはもう配備されていないと聞いておりますので、そこのホワイトビーチにそういう原子力潜水艦が入っているということはないと確信しています。

○照屋大河委員 うるま市の原子力潜水艦の不安について、一緒になって断固としてやっていくという決意だということによろしいですね。

○上原良幸知事公室長 はい、もちろんです。

○照屋大河委員 この陳情にあるシティー・オブ・コーパスクリスティ、それから11月9日のコネチカット、過去にホワイトビーチに寄港したことがありますか。

○又吉進基地対策課長 御質疑のシティー・オブ・コーパスクリスティに関しましては、昨年平成20年9月6日に寄港しております。コネチカットについては、ここ3年間ぐらいなんですけど記録はございません。

○照屋大河委員 それぞれシティー・オブ・コーパスクリスティがロサンゼルス級、コネチカットがシーウルフ級ということであるんですが、これについて説明いただけませんか。

○又吉進基地対策課長 そういう軍事関係の文献等による情報なんですけれども、まずロサンゼルス級はトマホーク積載可能の攻撃型原子力潜水艦だと、シーウルフ級につきましては、ロサンゼルス級の後継となるこれも比較的新しい攻撃型原子力潜水艦であると聞いております。

○照屋大河委員 この核の搭載について可能であるとか、そうでないとかというのはわかりますか。

○桑江朝千夫副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、副委員長が委員長と交代。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。  
又吉進基地対策課長。

○又吉進基地対策課長 核の搭載の有無というのはもちろん公表されていないわけでありましてけれども、トマホークが積載可能であると承知しております。

○照屋大河委員 後継であるシーウルフ級も同様ということによろしいですか。

○又吉進基地対策課長 そのように聞いております。

○照屋大河委員 知事公室長、先ほど冒頭に決意を述べていただきましたが、昨年来過去最高の寄港回数、ことしに入っても30回を超える回数ということで、先ほど言ったように地元のほうから不安の陳情があるんですよ。そういう意味で、以前本会議でも議論させていただいたのですが、万が一の場合による備えというんですかね、防護服とかという議論もさせていただきましたが、現状は今どのようにありますか。以前これは全然足りないという議論をさせていただいたんですが、この改善に向けてどういう動きをされているのかというところを伺えればと思うんですが。万が一のときに対する対応策です。

○上原良幸知事公室長 現在、放射能災害に対しますいろんな装備として、県におきましては、簡易汚染防護服20着、個人携帯用線量計、これはガイガーカウンターですね、それが15式、あと放射能等測定器11式を保有しておりますが、うるま市においてはそういうのは保有してなくて、今後整備が必要とされるこれら器材につきまして、沖縄防衛局に要請することについて検討しているということになっています。

○照屋大河委員 県が用意している防護服などというのは具体的にどこにあるんですか。

○西浜完治環境保全課長 今の防護服の件ですが、原子力潜水艦の入港、出港に関しては、文部科学省のほうが入港前から出港した後まで放射能を測定して、その結果を公表するようになっております。その手伝いとして県のほうも一緒に手伝うわけですけれども、その対策本部というのがうるま市にございまして、そこにいろんな機械とか設置されております。そこには放射能の危険性が迫った場合に、すぐに防護服が着られるように関係者の分だけが幾つか準備されていることを聞いています。うるま市に文部科学省の対策本部があって、そこに器材と一切準備されております。

○照屋大河委員 知事公室長、今のスピードでは万が一にはなかなか対応できないと思いますので、しっかり把握されて防衛省にも要請をしたいということです。ぜひお願いしたいなと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はございませんか。  
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 11ページの陳情平成20年第89号でお聞きしたいんですが、普天間飛行場の危険性の除去のための作業が、今現在どのようになっているのか確認をまずさせてもらいたいのですが。環境アセスメントが出て知事意見を出した、その後国のほうでは移設関連の予算を上げておりますけれども、その作業は今どのようになっていますか。

○上原良幸知事公室長 これは国の作業ですのでどこまでいっているかですけれども、県に関する限りは環境影響評価の諸手続は環境影響評価方法書があり

環境影響評価準備書があり、最終的には環境影響評価書があります。その3つのうち2つは済んでおりまして、環境影響評価準備書に対して知事意見を10月13日に出して、あとはもう環境影響評価書が出てくるかどうかです。

○桑江朝千夫委員 国の危険性の除去のための作業というものが今どうなっているのか、中断しているのか、そこら辺を確認したいのですが。

○上原良幸知事公室長 作業そのものが中断しているかということはなかなか言いにくいですが、ただ私も沖縄側の委員として出ておりますいわゆるワーキングチームというものが、危険性除去のためですね。これは普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会のもとにありますけれども、大臣や知事が入った同協議会のもとに、私が沖縄から出ておりますし、関係省の課長クラスですか、そういうワーキングチームはあります。そのワーキングチームは現在中断といたしますか、8月から開催されておられません。

○桑江朝千夫委員 それでは普天間基地の危険性の除去という言い方はしないで、先に名護市辺野古での作業は行われているんですか。移設のための—それでは具体的に聞きますがキャンプ・シュワブ内の造成工事、これは普天間基地の移設と関連してありますか。同時にその作業がまだ続いているのか確認させてください。

○上原良幸知事公室長 いろんな附帯する施設として、例えば宿舎でありますとかあるいは駐車場でありますとか、憲兵隊の事務所でありますとかそういう附帯する工事については今やっております。

○桑江朝千夫委員 ではこれは普天間基地が名護市辺野古に移設するとしての作業と理解していいですか。

○上原良幸知事公室長 直接関連するということは言っておりませんで、あくまで米軍再編のための工事ということで、明確に普天間飛行場が移ってくるための工事ということではやっております。

○桑江朝千夫委員 今の政権は県外に移す、国外、県外、少なくとも県外と毎日のように変わりはするんですが、大きなスタンスとして県外を視野に入れて、そしてワーキングチームも中断させているわけですよ。中断はして県外に向

ける作業というか、これは政治の中の外交あるいは防衛、そういう党の中で県外に移すようなことはやっているように見えるけれども、実際には普天間飛行場が名護市辺野古に行くこの作業も、まだ実際には続いているということですか。現場の工事そのものの作業はさせているということですか。

**○上原良幸知事公室長** 先ほども答弁しましたけれども、普天間飛行場の名護市辺野古への移設に伴うものであるという明確なことではなく、米軍再編に伴う附帯施設の工事だということです。そういうことになっております。

**○桑江朝千夫委員** これは普天間飛行場が向こうに行かなければ、あるいはパッケージとしてなくなるという可能性もある中で、こんなふうになっているのちょっと不思議ですが、これは質疑ではないです。ただ政府はきょうの新聞でしたか、5月までに先送りと言って、そうしたら岡田外務大臣は、いや、やはり年内だと記者会見をした。すると社会民主党がそれに異を唱えて、いや、期限は決めないと言っているわけですね。少なくとも5月以降にやりそうだという感触ではあるんですが、想定としても年内は無理でしょう。5月以降になるとすると年度もまたがるわけですよ、次年度になる。そういったときに、県側の皆さんの作業について予算も含めて、対応の仕方についても先送りすることによって影響は出てきませんか。出てくるとしたらどんな影響が出てくるのかまで教えてください。

**○上原良幸知事公室長** 国の作業のおくれによって県の予算も含めてどういう影響が出てくるか、もともとこの事業は国の事業ですので、特に県のほうで関連する予算を措置するというわけではございません。

**○桑江朝千夫委員** 自由民主党も年内に政府が方針を出さなければ方針を変える、普天間基地は県外だということを主張するということを決めています。年内にしなければ自由民主党はもうやむなしという言葉は使わない、沖縄の自由民主党はですよ。そうすると少なくとも県内の政党で、しょうがない、まだ苦渋の選択は生きているんだというところはなくなります。そうなったときに知事のやむなし論もどうなりますかね。なくなっていく可能性があるのか。

**○上原良幸知事公室長** これは政党と政治家としての知事の立場の話になりますので、なかなか事務方としてはちょっとお答えしにくいことだと思えます。

○桑江朝千夫委員 先の本会議では依然としてやむなしということですが、それはそれで私どもの今のスタンスとすればいいんです。十分な知事の答弁だと思います。県外ベスト、県内やむなしとそれは理解できるし、それを支持しているところです。だけれども年が明けると、我々のスタンスが変わってくる。こんな責任政党が、5月まで延ばすということになるとそれだけ普天間基地の危険性の除去が放置されるということ、そして5月以降になると宜野湾市民が一番懸念しているのは、それが固定化につながっていかないか、もうウッチャンナギレーということになりはしないか、そういった懸念を持っていませんか。

○上原良幸知事公室長 これも知事の答弁で、既に御案内のことだと思いますけれども、やっぱり一番懸念されるのは普天間飛行場が動かなくなって、現状を固定化されるのが厳しいんだというようなことを、常に知事は言っておられました。

○桑江朝千夫委員 それで、知事は処理概要の中で15ページ陳情平成20年第102号での新しい処理概要では、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう政府に対して要望しているところがあります、という処理概要ですね。また今後もそれは年が明けても要望し続けるわけですよ。

○上原良幸知事公室長 要望し続けるといいますか、これで今もう内閣総理大臣に要請しておりますので、もし要望する機会といえますか、何か状況の変化等々ありまして要望しなければならないという状況になったら、今のところはこのスタンスでいくことになると思います。

○桑江朝千夫委員 だから年を越すと、そしてまた新政権の方針がはっきりと出てこない場合に対しても、そう要望し続けてください。ただ、要望の方法がこれまでと違って政府に要望すると書いてありますけれども、確かに政府ですから内閣総理大臣とお会いになって要望したと思います。今後政府に要望できますかね。民主党沖縄県総支部連合会を通さないとだめだと言っていますよ、どうしますか。

○上原良幸知事公室長 その辺のルールがどこまで規定するのかわかりませんが、沖縄の基地問題、普天間飛行場問題というのは国政での最重要の課

題でありますので、我々としてはそういうルールに関係なく必要なときには訴えていきたいと思っております。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はございませんか。  
山内末子委員。

○**山内末子委員** 先ほどの原子力潜水艦の件でもう少しお願いをしたいと思っておりますけれども、陳情第163号の中での県の処理といたしましては、安全性が確認されない限り本県に寄港すべきでないと考えており、原子力潜水艦の安全性の確認に当たっては日米両政府があらゆる安全対策を講じるという最大限の努力を払うものだ、と書いていますけれども肝心の県の姿勢が今見えてきまして、本当に危険性の除去というような危機管理上という観点からはそれこそ心配だなと思っております。先ほどの防護策、防護服の問題とか、それがどこにあるかというのがすぐに即答できない、これ自体が危機管理上問題だと思うんですけれども、そういうことについてまず知事公室長の見解をお願いいたします。

○**上原良幸知事公室長** 原子力潜水艦の安全性そのものについては当然米軍であり、あるいは基地を提供しております国のほうで万全な対策を講じていただくということでもありますけれども、寄港するホワイトビーチのあるうるま市でどういう対応をしているかということでは、今報告しましたように防護服についても15着しかないというような状況ではあります。ではここでどれぐらいの備えが必要なのかということについては、まだきちっとした検討はされていないのでその辺はこれから一匁上訓練とかやっておりますけれども、実際にそうなったときにどれだけの体制がとれるのかも含めて議論していかなければならないと思っております。

○**山内末子委員** 昨年本当にいろいろと問題が出てきまして、冷却水漏れの事件もありました。そういう中であれだけうるま市のほうからも、それから県民もとても心配をしたわけなんです。我々も議会の中で匁上訓練なりあるいは総合訓練なりということの申し入れもいたしました。その中で匁上訓練をやっているならばそういう防護対策について、防護服がどこにあってどういう形でどういう連携をとっているかぐらいは、もうあの時点でわかっているべきだと思っておりますよ。今の段階でそういうことが答えられないということは、匁上訓練は一体何だったのかという疑惑がわいてくるわけなんですよね。ただそういう県民の心配があるから、匁上訓練ぐらいはやっておけぐらいのそういう姿勢

なのかということで、同じうるま市の中にいる者としましても今の危機管理について大変憤りを感じています。もう少し本当に今あるべきところも、うるま市の対策本部だと、災害が起きたときにいち早く駆けつけるのは対策本部ではないはずです。一番最初に行くのはそこでの消防であったり、そういった警察機関ですとかそういうところだと思いますけれどもね。そういう簡単なところも皆さんの答弁の中で出てこなかったというのがとても残念だと思うんですけども、もう一度そういった意味での見直しなり、それから総合的な危機管理上の問題なり、もう一度詰めてやっていただきたいんですけども、どうでしょうか。

**○上原良幸知事公室長** ここに来ているメンバーというのは現場ではないものですから、急に質疑されてなかなかすぐにどこのこと言えないというのは、それはもうやむを得ないところはあるかもしれませんが、ただ現場はきちんと対応しているだろうし、これからもしてくれるだろうと確信しております。

**○山内末子委員** 普通の緊急とは違うんですよ、ホワイトビーチでの事故、災害というものは。本来のこの近くである大きな火事、そういうものの想定とは違う災害が起きるということを想定していただかなければ、現場はもちろん知っているでしょうし、現場の皆さんが駆けつけるのは早くやってくれるでしょうし、その対策はやっていると思います。けれども県のそういった頭の皆さん方が何も知らなかったということでは、これはやはり沖縄県民の命と安全を守る観点からは、やはりそこは県の落ち度というものはあると思いますので、もちろん現場がやることは当然です。でも、頭となるべき皆さん方が知らないということは、それはぜひ反省していただきたいと思いますし、今後しっかりしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○上原良幸知事公室長** 御指摘のことを踏まえて、きちんと対応してまいります。

**○山内末子委員** よろしくお願いいたします。あと普天間飛行場の新方針についてなんですけれども、先ほど来、新政権がちょっと3カ月にわたって右往左往した、あるいはぶれにぶれているとかという御意見もありますけれども、我々としましてはこれは、これまでのやってきたものをしっかりと検証しながら、その中で本当に県民の思いというものが何なんだということを検証しながら、これまで多くの選択肢を広げた中でこのきのうの結果だと思います。そうい

う意味で前政権の中で、知事も名護市長もおっしゃっているのは、県外がベストだけれどもやむを得なしに前政権の中で、今の名護市辺野古の問題が事実上走ってきたわけなんです。でもこの新政権から見るとやむなしであろうが何であろうが、現実として今の名護市辺野古の問題が実際に動いていると。その動いているものを動かすためにどうすればいいんだというのがこれまでの3か月でした。ですからそういう意味で、3党合意も含めながら、本当にこれまでの責任とこれから未来への責任を政権の中でどうもっていくかという形で、今方向性をフラットにした中で多くの選択肢を広げていこうというところだと思います。そういう意味で、知事公室長が一番最初にまだそういった意味で現実問題としては、まだ名護市辺野古も残っている選択肢があるという中では、今のところ県としてコメントする立場にないとおっしゃっていましたが、その姿勢についてどう評価しているのかという知事公室長の立場でよろしいですからお答え願えますでしょうか。国の姿勢に対しまして、今回の新方針に対しましての知事公室長の見解をお願いします。

**○上原良幸知事公室長** 先ほど申し上げましたけれども、知事のコメントも含めてこの間の対応については申し上げてきたわけでありましてけれども、やっぱり政権交代というのは外交と内政とのねじれとかがいろいろ出てくるので、その辺は交代期にはそういうことも起こるのかなということは理解できます。問題はこれからだと思います。おっしゃるとおり、未来へ向かって本当に新政権がきちんとした歩みをやっていたらいいように、山内委員も含めて、特に民主党沖縄県総支部連合会の皆さんがどんどん中央のほうにアドバイスなり、あるいは意見を具申してきちんとした形で落ち着くようなことになってほしいというのが私の見解です。

**○山内末子委員** まさしく政権が変わるということは、ただ政府が変わるのではなくて、政府の中での原理が変わったということをお我々国民あるいは県民すべてがそれをやっぱり認識した上で、今まではこうだったからおかしいんじゃないのという原理ではないんですよ。今までの積み上げてきた政府のやり方、手法、それが全く変わってしまっても、これが今の政府であってそれが政権交代だという意味だということがありますので、今いう確かにぶれているように見える政府かもしれないけれども、それは本当に選択肢を広げたいという県民の思いが内閣総理大臣には伝わっていると我々は解釈をしておりますし、内閣総理大臣の思いというものが一確かに政権をとらない前は、もう少しきちっと早くできると思っていた部分もあると思います、これは私の見解ですけど

も。けれども、やっぱり政府というものをつくり上げたときに、対米交渉の中での難しさというのを感じて、今まで方向性が出せなかったということもあると思いますけれども、でも本当に一人ずつの閣僚が一私はこの間岡田外務大臣と一緒にでしたがそのときに言っていたのが一岡田外務大臣も本当にばかな発言をしましたよ、でもそのばかな発言ということを実際に自分がしっかりそれを行ったためにみんなが沖縄の中で、よし、嘉手納統合案はだめなんだということがはっきりわかったと、本当に日米安全保障条約がどうなんだということを県民から突きつけられて、1億3000万人の日米安全保障条約をなぜ沖縄の130万人の県民が負わなければならないんだと、そういう質問もあったんですよ。私は県としても、なぜ1億3000万人の日米安全保障条約を沖縄県民が担わなければならないんだという視点から、県ももうフラットになった時点ですので、こういう視点からも根本的なことで政府に投げかけていく、そういう姿勢も必要かと思いますが、やってきたでしょうけれども、そういう観点からもぜひ知事公室長、これからの手法を少し変えていくあるいは検討していくというような、その辺の今の認識をお聞かせください。

**○上原良幸知事公室長** 13年前に例の少女暴行事件から、いろいろと基地が動きました。あのときは皆さん御案内と思いますが、映像は沖縄しか写らなかったです。日米が合意して国が押しつけるといいますか、苦悩する大田元知事であり稲嶺前知事でありという沖縄の映像しかなかった。今あれと違うのは、東京のほうの映像が出てくるんですね。いろんな方がいろんなことを言うものから、発言もどんどん変わっていきます。そういう意味では沖縄問題というのがかなり全国的に、特に普天間飛行場問題となったらもう常にニュースのトップですから、そういうことでは沖縄がかなり取り上げられてきたということもあります。これをもうチャンスと見て、先ほども言いましたけれども、沖縄が本当に基地に対するきちんとした戦略といったら変ですけども、そういう方針をつくって、日米地位協定も含めてですけども、そういう状況をつくり上げれば、体制も含めてまさに我々の能力にもかかってくると思いますけれども、やっていきたいという決意はあります。

**○山内末子委員** 力強い決意だと思います。最近、そういう意味ではメディアのほうに伊波洋一宜野湾市長のほうに割と登場してまして、普天間飛行場の危険性というものがクローズアップされてきている、そういう部分についてメディアのほうの、県民が考えている部分とまた全国のメディアのとらえ方の違いとかが割と少しずつ来てきている部分もあるのかなと思いますけれども、そうい

うメディアの使い方をもう少し県も考えていただいて、しっかりと県の姿勢が出せるようなメディアの使い方について、その辺について何らかの秘策でも何でも持っていますでしょうか。

**○上原良幸知事公室長** あえて秘策ということではなくて、うちは主張することをきちっと主張して、それをきちっと報道していただければいいんですけども、やっぱりある時点といいますか、今でも続いているのかもしれないけれども、いささかそれぞれのマスコミ社の主張に基づいて、若干報道ぶりが気になるころはありましたけれども、こういうことがないように我々は常にどういう形で国民に情報をお伝えするかということを、いわゆるマスコミ戦略というものをつくっていかねばならないと考えております。

**○山内末子委員** 今おっしゃるように、マスコミ戦略というのはとてもこれからの報道のあり方を考えた上でも大変重要だと思います。そういう意味で内部の中に、やはりそういった観点から次年度のマスコミ対策、マスコミ戦略という形でもうちょっと戦略的な係とかそういうようなことも含めて、今後考えていったらどうかと思いますけれども、見解だけ聞いて終わります。

**○上原良幸知事公室長** 御提言として承っておきます。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

**○上原章委員** 私は1点だけ、陳情平成20年第102号、15ページです。処理方針でこの名護市辺野古の移設について、新内閣が発足し、沖縄県内では県外移設の実現を期待する声が非常に高まっていることから、県としては普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のため、明確な方針及び具体案を示していただくよう、政府に対して要望しているところであります。県としては国にその球を投げているということなんですけれども、きのうの新政権、3党合意のこの方針、一応示されています。私はこれはもう先送りの何者でもないと思うんですけども、今回の国が示した方針、率直に言って皆さんは評価しますか、それともしないんですか。ましてやこの危険性の除去が一步解決に向かって進んだのか、それとも後退したのか、率直に県の見解をお聞かせ願えますか。

**○上原良幸知事公室長** これに書いてありますけれども、明確な方針と具体案

ということについては、当然きのうのものに何も示されておられませんので、そもそも評価に値しないというのは変ですけども、評価する基準ではかるべきではないと思っております。ただ、期限も含めて、あるいは委員会をつくるとかの話がありますけれども、これは多分アメリカとこれからですね、まずこの期限を含めてアメリカが了解するかどうかによって、まあアメリカ当局と協議をして具体化していくと思っておりますので、それは内閣総理大臣もたしかアメリカとの協議の後、みずから発表したいと言っておりましたものがいつ出てくるか、その内容を見てみたいと思っております。

**○上原章委員** これまで新政権がこの選挙の前に、最低でも県外、国外だという約束をして、県民は大いに期待をして今日まできているわけですよね。そこに今回こういう何の裏づけもなく、ただ県外、国外と叫んで選挙を勝ってきたのが明確になっているわけですけども、これまでのことをまた検証した新たな場所がないか探す一方で、名護市辺野古の予算はそのまま次年度もその道は設けておくとか、この5月まで、連立与党の中では期限を設けないという主張もあれば5月までにこれの答えを出そうとかですね、そういった一つの来年の5月というのがどういう基準でおかれたのか、まあ一部の報道では3党の連立をその時期まで維持するために、そういうふうに設けているような報道もありましたけれども、本当に県民の今思っているこの普天間飛行場の危険性を何としてでも除去してほしいというところから、今の新政権は本当に考えてくれているのか、今回のこの方針を通して本当に私は疑問に思っているんですけども。今回この方針に対して知事がコメントを出していますけれども、私はもっと本当は怒るべきではないかなと思っております。その中で知事が少し時間をかけてしっかりやっていただきたいという表現がありますが、この時間をかけてという知事の本意というのはどこにあるんですか。新政権が来年の5月という一つの基準を出していますけれども、そういった時間的なもので知事もおっしゃっているんですか。

**○上原良幸知事公室長** なかなか知事のお考えということで、直接私のほうが我々の準備した原稿といいますか、そのとおりで必ずしもないわけですけども、これまでの知事との調整の中であれしていますのは、例えば5月が早いのか遅いのかということではなくて、時間をかけるという意味は、今までどうもこういった発言といいますかコメントが出るものですから、知事は従来からじっくりと腰を落ち着けてというのは、政府としてきっちりとしたものを出してくれということであって、それがちょっとじっくり時間をかけてという言

葉につながったのであって、例えばいつまでにとかそういう具体的な期間についてどうこうしたことを言っているのではないと思っています。

**○上原章委員** あともう一つ、この新政権、特に今の鳩山総理は沖縄の民意を見て、もしくは来年先送りしたわけですから、実際、本当に地元の名護市辺野古の人たちにとっては一体どうなっているんだという思いで今受けとめているわけなんですけれども、この民意をしっかりと、沖縄県民の思いを受けとめるとい話を再三するわけなんですけれどもね。沖縄の民意というものはもう出ていると私は思っているんですけれども、県はどうとらえていますか。沖縄の今の県民の思いというのはどこに、今の政府、国に期待をしていると思っていますか。

**○上原良幸知事公室長** 民意をどうとらえるかということですが、なかなか答えづらい御質疑であります。とにかくこういう危険な普天間飛行場を一刻も早く危険性を除去してくれと、当然移設も絡んできますけれども、それを含めてとにかく沖縄の過去の歴史、悲惨な戦争の歴史あるいは広大な軍事基地が存在している現状等々から見て、もう総合的な民意ということであれば基地負担の軽減というのが民意だと思います。

**○上原章委員** 私もそう思うんですよね。ですから改めて、来年の名護市長選挙とか沖縄県知事選とかそういったものでまた推しはかろうというのは本末転倒だと、再三僕は申し上げているんですけれども、この移設問題に関して、普天間飛行場の危険性の除去の第一義、これはもう責任は国にあるわけですからね。国がどうされるんだとしっかり示して、そして沖縄を頭越しにしないで県民にしっかり説明をしていく、これが筋だと思うんですけれども、今政府はもう再三沖縄県民の民意とかそういった話を常に出すこと自体、僕はおかしいと思っています。まず国がどうされるのか、そして当然沖縄県民の理解をしっかりといただく、これは当然のことなんですけれどもね。ですからぜひ今回こういった非常にあやふやな政府方針が出て、来年5月までと、これを県としては答えが出るまで待つんですか。待つしかないんですか。

**○上原良幸知事公室長** 今の5月の話というよりもまだ正式に一マスコミ等でいろいろ言われておりますけれども、話し合いがされたということであって正式にペーパーで出てくるのは先ほど言いましたけれども、アメリカとのある程度の協議が、今の期限の話も含めてその後にはしか出てこないと思いますので、

それを見てしか判断できないということです。

○上原章委員　ぜひですね、先ほど知事がもっと腰を落ち着けてしっかりやってくれと、もう閣僚が言うことは全部バラバラだと、そういうのは本当に無責任極まりないわけですがけれども、結局、この来年の5月まで各責任ある人たちの発言がね、ただ自分の思いだけで勝手に発言するというのがまだ来年まで続くのであれば、本当に沖縄に対して無責任そのものだと思いますので。私は県知事のきのうの方針に対するコメントは本当はもっと強くしっかり言うべきではないかなと。最後にお聞かせください。

○上原良幸知事公室長　その辺は知事も政府と色々な連絡といたしますか、御相談を受けているようですから、この実態と含めて十分に我々よりは熟知しているはずでありますので、そういう知事に適切な判断を促すように我々も頑張っていきたいなと思っております。

○上原章委員　ぜひですね、県もその辺は、先ほど自由民主党の桑江委員からもありましたけれども、本当に県外、国外に本気でもっていくということであれば、ぜひその方向性を僕は早く示すべきだと思います。ある意味では、もう名護市辺野古に関しては凍結だというぐらいの、本当は地元としても強く示す時期がくるのかなと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長　ほかに質疑はございませんか。  
玉城満委員。

○玉城満委員　陳情平成20年第102号です。今先ほど上原委員が文章を読んでいただったので僕は読みませんけれども、具体案を示していただくよう政府に対して要望しているところであります。この具体案についてなんですが、知事の言動やアクションで国の具体案をぶれさせる効力というのはあると思いますか。

○上原良幸知事公室長　知事の言動によって政府の具体案に何らかの影響を与えるかと、沖縄県の実情とかをきちっと伝えていくという知事の表現力でありあるいはメッセージ性であり、そういうものによって動かしていければいいなと逆に思っていますけれども。

○玉城満委員 でしたら県外、国外がベスト、そして名護市辺野古やむなしという、今やむなしのほうはかなり完璧になさっているのではないかなという感じがしているんですね。このベストに対してどういうアクションを知事は今お考えになっていますか。

○上原良幸知事公室長 具体的なアクションということは今考えておりません。

○玉城満委員 知事の、こうしたら県外、国外になっていくのではないかなというアクションとか言動が必要になってくるわけですよ。そのアピールというのはどの程度知事は、今はこうためてベストということに対して対外的に主張していくか、アピールしているか、それともアクションとしてどこかで動いているのか、その辺をちょっと教えてください。

○上原良幸知事公室長 先ほども申し上げましたけれども、やっぱり知事の思いというか、それはマスコミ等で発表したりあるいは取材を受けたりしております。問題はその県外がベストだと言ったつもりが、どうも名護市辺野古やむなしのほうが強調されるという嫌いもないわけではないので、我々としては先ほど言いましたように、内閣総理大臣への要請文の中ではそういうことだけしかいっておりませんが、これからもそういう知事の真意をきちっと伝えるようなものを、特に報道中心に対応していきたいと思っております。

○玉城満委員 この陳情の中にもあるんですけども、日米地位協定の話があるんですが、国が決定するまでは私たちは見ているという態度ではもうもはや、先ほどの流弾事件の不起訴処分であるとか、今回のひき逃げ事件であるとかというのは、もう県民感情が多分僕の場合はあのコザ暴動並みのワジワジがもう固まってきていると思うんですよ。そういう意味では、知事を初め知事公室がもう少し対外的なアピール力を高めていくべきだと思うんです。なぜそういうことを言うかといいますと、この前全国知事アンケートがありましたね。この知事アンケートで関心がほとんど薄いんですよ。それは渉外関係主要都道県知事連絡協議会とこの文書にも書かれていますが、渉外関係主要都道県知事連絡協議会等々と連携しながらとありますが、僕に言わせれば渉外関係主要都道県知事連絡協議会と連携するのではなくて、もう全国知事会の舞台にのっけてしまって、やっぱりこの日米安全保障条約に関する問題、日米地位協定に関する問題は全国の基地のない県の知事の皆さんも巻き込んでやっぱりやる

べきだと思います。それはなぜかと言いますと、橋本大阪府知事が今度の全国知事会における戦略会議でそれを提案すると言っているわけですから、知事もベストに向けて、全国知事会に対する意気込みをちょっとシミュレーションして、ぜひ、全国知事会で訴えていただきたいと思います。どう思いますか。

○上原良幸知事公室長 まさに今、その方法を考えております。

○玉城満委員 ぜひですね、もう少しアピール力を高めていただいて、全国的にアピールできるような、そういう体制を皆さんのほうでつくっていただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はございませんか。  
具志孝助委員。

○具志孝助委員 もう本当に尽くされたという感じがあるんですがね、これだけ大きな問題だけに黙っているわけにはいかないだろうと思って重複質疑になるかもしれませんが、時間を見ながら長くならないようお願いしたいと思います。

今回、政府がこの普天間飛行場代替施設問題に対して先送りを決定したと。要するにこの問題については決めないことを決めたと、県外にするか現行案にするかこれを決めないということを決めたと、こういうことで報道されております。まさにそうだなと思っています。だれが何と言おうと決めきれていないんですよ、閣僚たちがバラバラであると、そして全く勉強不足であると。外務大臣が今ごろになって嘉手納統合案を出すということが、もうお話にならないんですね。先ほど山内委員からもありましたように、ばかな発言というような表現をされたんですが、本当にこの程度の認識だったのかなと思っていますよ。私は内閣総理大臣も案外そういうものかなと思ったりするんですよ。案外楽天主家なのか、全部にいい顔しているんですよ。全く違う意見を求めているにもかかわらず、あなたの言い分も正しいあなたの言うことも聞いてあげたい。そして日米合意をアメリカ側は強く主張している。日本側の政府がかわったわけですからね、残っているのはアメリカ政府だけです。日米合意というアメリカの意志も尊重してあげたいと、全く相反しているのに両方聞いてあげたい、どう解決するかなんて一人で悩んでいる。解決されるわけじゃないんですよ。沖縄県民の側に立つのか、やはり日米同盟を深化させるといって一方において言った発言に重きをおくのか。ただ、この選択を決

断できないだけの話なんです。だから全く期待できないなと思っているわけですが、迷惑かかっているのは我が沖縄県なんです。だから各委員が言っているように、先送りを決定したということは我々沖縄県議会も怒りの決議をやるべきです。ところが残念ながら、沖縄でも先送り歓迎という政党があるんですね、これがわからない。今決断させたら県内に決まってしまうから、先送りすべきだという深読みなんですよ。したがって自分の政党を信じていないということになるんです、そうでしょう。今民主党政権に年内に決めろといったら県内に決まってしまうだろうから、これしかない、代替案も何も持っていないんだから。どことも交渉をしていないから、決められるわけないんですよ。こんな迷惑なことはないので、ここで抗議決議をやるべきだと。これは議会の責任ね、私は思っている。これは議会の話ですからいいです。そこでどなたかもありましたが、もっと怒りをもって知事はメッセージをやるべきだと思うんですよ。今メディアの時代なんです。メディアが正義を決めますよ。県民大会を盛り上げるのもメディアなんですよ。だれが行っただれが行かない、そういうことによって踏み絵をさせるという手法でね、メディアが正義なんですよ。だからもうどっちが正しいとか強がりと言わないで、メディアのことを聞く、メディアを逆に利用する。そういう意味で知事は表現力に乏しい、私は激励の意味で言っていますよ。表現力に乏しい、もっと素直にベストは県外ですよと、言うまでもないでしょうと、しかし行政の責任者として一たん決まって10何年間も引きずってきて、そのパートナーである政府や地元が何も言わないうちに自分のほうが先になって、私はもう変わりますということがこんなに軽いものではないよ、行政の責任者という立場は大変なものですよ。結局迷惑しているのが県知事なんです。それをもっと強く、全国の知事に言わないといけませんよ、玉城委員がおっしゃるように全国の知事もあの程度の認識ですから。それをね、まず先送りをしたことに対してどういう迷惑があるのかということについて、行政として朝から晩までほとんど同じ質疑ばかりやっているんですよ、行き着くところがない。県外がベストだということですよ。しかしできないときはどうするかというところで、我々は言えればいいわけけれども知事はそうはいかない。このリアクションは大変ですよ、知事が県外と言ってから民主党が、エー、ウリィナランタッサーと、どこも受けないよと。日米安全保障条約を破棄するという覚悟があったら、鳩山首相は今でも決断できますよ、日本共産党さんみたいに。日米安全保障条約なんかいらないんだよというような覚悟があれば簡単ですよ。しかしそういう覚悟がないし、またそういう気持ちもない。ただ迷惑しているのは我々ですよ、議会もそう、行政だってそうじゃないですか、皆さんは基地問題でどんなに時間を割かれていますか、これだけ拘束

されて、朝から晩まで。このことをしっかりと私は言うべきだと思っております。質疑は今回の先送りについて、どれだけの迷惑があったということについて、もっときっちりと説明する必要があると私は思っているんですが、いかがですか。

**○上原良幸知事公室長** どういう場といたしますか、沖縄県の怒り、これまでもそうですけれども、現在も、このままでは将来も基地に絡んで相当な負担といたしますか、まさに具志委員がおっしゃっているように、本当に基地問題で本来ならば沖縄の振興発展を考えなければならぬ時間とエネルギーというものを、我々は相当これは浪費されてきたというのはありますので、そういう基本的なところをきちっと訴える場、かなり全国紙でありますとか、あるいはテレビとかも出ていますけれども、なかなか難しいのはテレビの場合はまだあれですけれども、新聞の場合なんかはかなり削ったり入れたりあるものですから、それをどうするか戦略的な対応を迫られますけれども、今はとにかく相手からくるものに対してこちらが受けるという立場ですけれども、こちらから積極的にそういうふうに出るといふようなものはどういうものがあるのか、当然考えていきたいと思っております。

**○具志孝助委員** この先送りされたことに対して、私たちはそれこそ甚大な迷惑、一刻も早くこの問題に決着をつけて、沖縄のパッケージである嘉手納飛行場以南のあの広大な土地の返還もする、そしてやってもらう約束なんだからやるでしょう。そうしたらそれに取り組みたいんですよ。さっきの質疑にもありました、新しい制度もつくらないといけないでしょう。あれだけの土地の返還を通常法律ではあそこの跡地利用なんて、今の財政事情ではとてもじゃないけどできないんですよ。どういうふうに優先順位をつけるような特措法ができるのかというような勉強に、早晩取りかからなくてははいけないはずなんです。しかし、パッケージでこんなこともやっぺられない。私はこの普天間飛行場の移設について、やっぱり負担の軽減につながらないという発想もわからないんですよ。大きな負担の軽減になるんですよ、これだけ返還されるわけですからね。そこで結局、思想というのはこんなものかなと思ってね、この思想というのは県民のためになるのかなと自問自答するわけですが、おいておきましょう。そしてもう一つわからないのは、伊波宜野湾市長が時間をかけてもいいから県外にやってくれと言っている。そもそも普天間飛行場の危険が、これは本当に即刻解決しないとイケないよと、こういうぐあいに言われて出発した問題なんです。即刻、世界一とみんな言っているでしょう、アメリカの高官

も。即刻、責任とれないよとアメリカ側も言ったんです。にもかかわらず、伊波宜野湾市長がいや時間をかけていい、一、二年かけてもいいから県外を検討してくださいと言ったんですよ。岡田外務大臣は、えっ、本当にそうですかとびっくりしたんですよ、時間をかけてそのままいいんですかと疑ったんですよ、そうだとするようなことを。どう思いますか、我々の苦労は何だったのかと。何のために沖縄本島北部地域は苦渋の選択をしたんですか。時間をかけてやるんだったら、沖縄本島北部地域に決める必要はなかったはずですよ。県外を模索すべきだったんじゃないの。沖縄のお互いの市町村、そこが拒否だというのに政府は時間がかかると、いや、それでもいいから沖縄につくるなというぐらいだったら、名護市辺野古を受け入れる理由は何もなかったんじゃないの。今ごろ何なのと私は思っているんですよ、時間をかけていいという発想がですよ。これも基地をつくらさないという思想なのか、行政の責任者の、生命と財産を守るといふ本当の政治家の最も優先すべきであるこの課題を後回しにしてやっていいのかなと私は思っているんですね。知事は軸足を動かすことはできないでしょう、行政の長だから。行政の長だから、あなたは軸足を動かさない、しかしベストの選択というものをもっと強調しなさいと、誤解されているよと私が言ったのは何かというと、知事の気持ちを私は理解しているからです。あの人は表現力がうまくいかないからそうなっていると。それは何かといたらリアクションですよ。今の民主党政権に対して、県外移設にもっていけるといような期待を持っていない。正直言って私も持っていませんよ。鳩山総理が本当に県外移設の見通しを立ててああいう発言をしているかとは思わない。単なる楽天主、単なるお人よし、単なる八方美人、みんなによく思われたいという人間性がそういう大変重要な責任ある立場にある人が、軽々しくああいう言葉を言っているなど思っているんですよ。人間が軽いなど思っている。もしできなかったときに、知事が我々政党と同じように県外移設、もうわかった、私はベストな選択をしますと知事が方向変換したときに、鳩山総理は頼りにならないと思っていながらこの決断をやって、案の定申しわけない、沖縄はもう一回考えてくださいと、北部振興策の10倍考えますよと言ったときに戻しきれますか。こういうようなことで、今の鳩山政権に対して県外移設を期待する国民は何名いますかというアンケート調査をマスコミにやってもらいたいと思います。県外移設をやってくれると思いますか、やれるだけのリーダーシップがあるか。私は多くの県民も持っていませんよ、名護市長もそうですよ、だから決断ができないと思っている。責任はまさに民主党政権なんです。民主党政権はそういう具体的なビジョン、そういうことを考えて県外移設と言ったんじゃないよ、希望を言っただけ。それが野党のお気楽さで、これはやむを

得ないことでしょう、そういうようなことで私は言ってきたと。だから今、期待を持ってないようなふらふらした、閣内も統一できないような総理大臣が県外移設を頑張りますからと言って、知事がつき合っって県外移設と言ったときに一番迷惑するのは沖縄県民なんですよ、期待をさせてまたもとに戻ってきたときに。しかし、これは内閣総理大臣の責任として知事の責任は回避できませんよ、一蓮托生の責任になると思う。だから行政の長は苦しいし泥をかぶってここは我慢なんだよ。そこはしかし説明責任を果たさなくてはいかんと思っていれば、私は十分でないと思っている。正直に言って、この野党の皆さんに鳩山政権に対して私はこのぐらいの期待しか持っていない。今、岡田外務大臣が嘉手納統合案が実現できると思ってああいうことを言った、鳩山総理が国外というよりは沖縄のところでどこかでまたこれに少し修正をかけたような、名護市辺野古でないもう一つの選択、ベターな選択、これがあるんじゃないかということを考えているのではないかと私は思ったりする。これはミスリードする人が閣内にいるから、いや、ありますよと、政府がその気になれば、ちゃんと面倒を見るんだったらほかにもありますよと、こういうふうにミスリードする人が閣内にもしいるとしたら、あの内閣総理大臣も時間をかければこれができるのではないかなというような思いを持っているのではないかなと。政治家としてそこまで私は心配しております。したがって残念ながら、こんな大きい問題をですね、また名護市長選挙……それでは質疑をします。私が今申し上げました今の鳩山内閣に対する期待、そして今、県が受けているこの立場、このことについていかがですか。

**○上原良幸知事公室長** 鳩山政権の評価とか県の立場とかというのは、すぐに行政としてなかなかコメントしにくいわけでありましてけれども、これは今後だと思います。きちっとした方針を示した上で、どこまでできるかわかりませんが、とにかく具体案というものを示す時期がいつになるかわかりませんが、それが出てくるのを期待して待つしかないという状況だと思います。

**○具志孝助委員** 先ほど私は、伊波宜野湾市長が時間をかけてもいいからという発言をしたと、私には全く理解できない。地元の市長がこの危機に対するね、こんなものなのかなと思っているんですよ。何のためにキャンプ・シュワブ、名護市が苦渋の選択をしたかと今さらながらにあきれてしまうんですが、このことについてどう思いますか。この伊波宜野湾市長が時間をかけてもいいから、普天間飛行場の危険は口では言ったけれども、大したことないんだよと思っているかどうか、いかが思いますか。

○上原良幸知事公室長 宜野湾市長の発言とか姿勢といいますか、それに対して行政、県の立場から、ちょっとコメントする立場にないということでありませう。

○具志孝助委員 私はこの普天間飛行場の代替施設、県外、これは民意だと思っていますよ。最初からそうです。基地はないほうがいい、先ほど中川委員が言ったとおりですよ。政争の具にはしてはいけない。我々は現実的に、いかに現実を一步でも半歩でも前に進めるかという中で、現実的対応を進めているのであって、原則はないほうがいいんですよ。民意は出ていると思っています。また名護市長選挙で民意を確かめると、こういう発想があるとしたらこれこそ言語道断、全く許せないと思っているんですが、沖縄の民意について改めて諮る必要があるんですか。民意は出ていないんですか。

○上原良幸知事公室長 これも先ほど申し上げました沖縄県民の民意というのは、過去の歴史あるいは今の広大な基地がある現状からいって、基地負担をとにかく軽減してくれというのが民意だと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情26件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷喜代子